

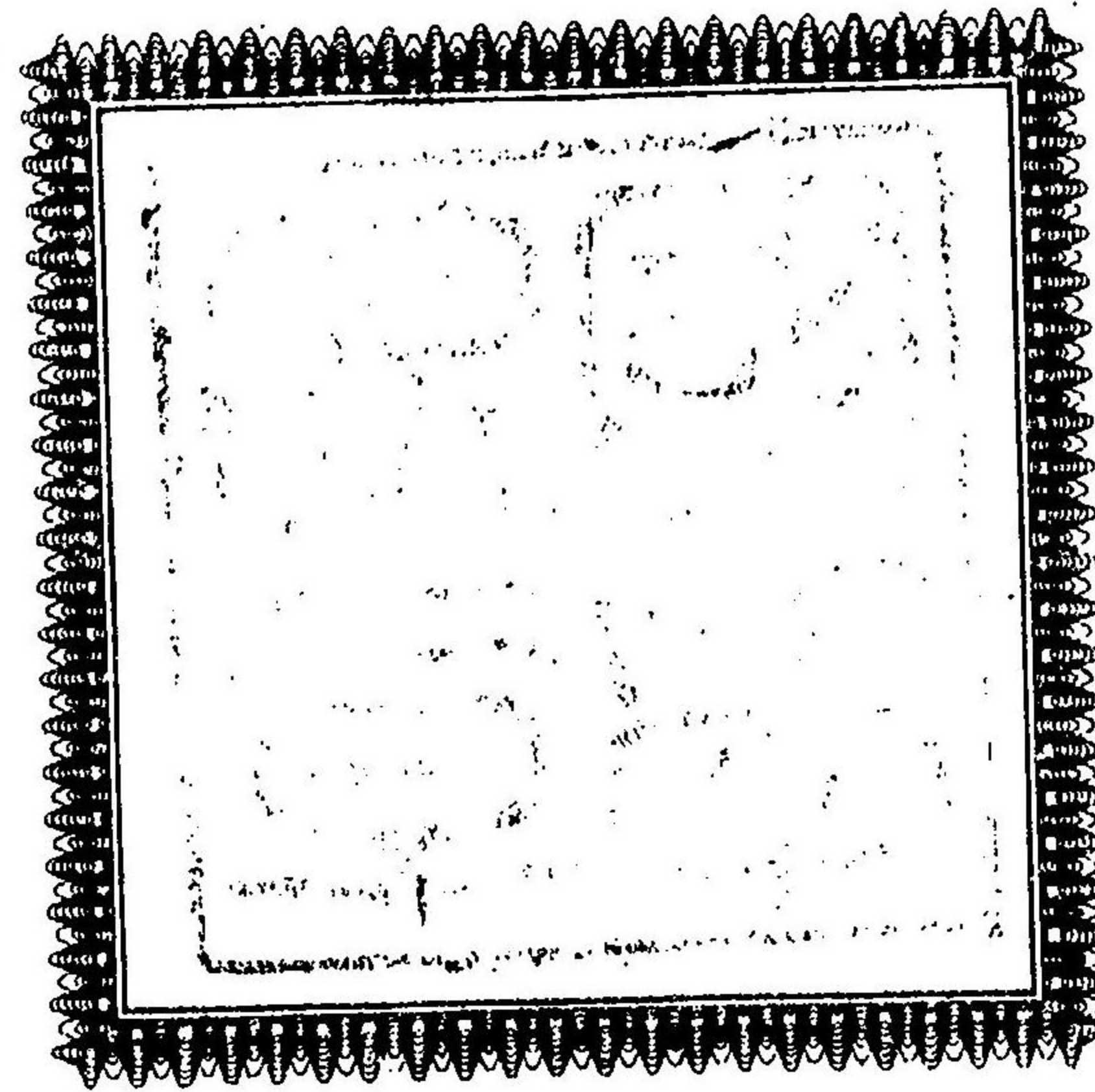
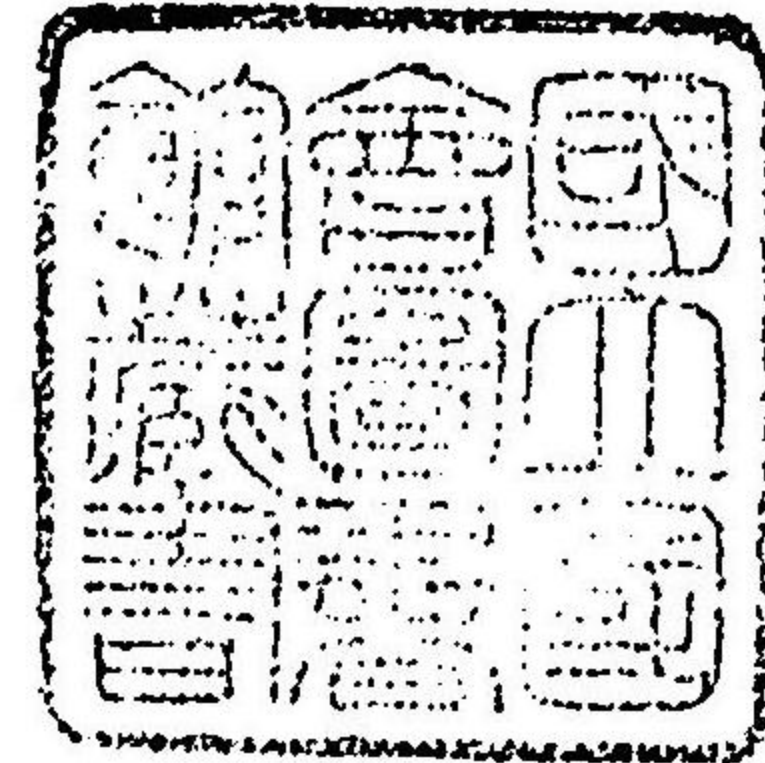
贈正四位賀茂真淵翁著



賀茂真淵全集

首卷

121.24 号 KK

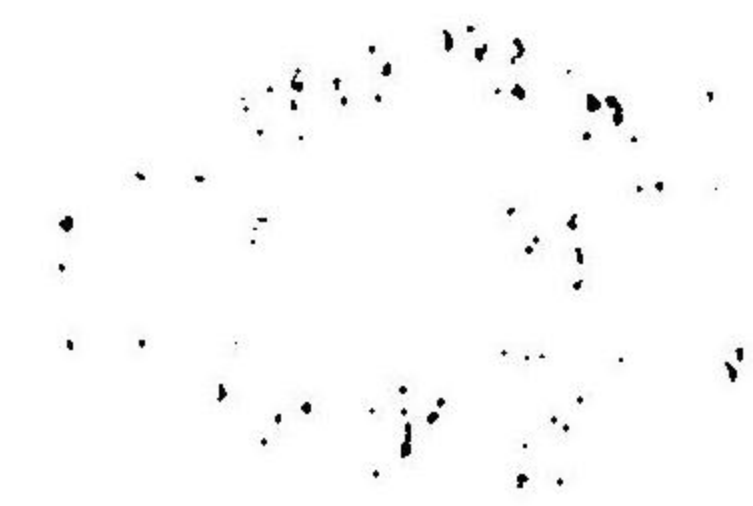


112763

1914年



萩野山之氏藏

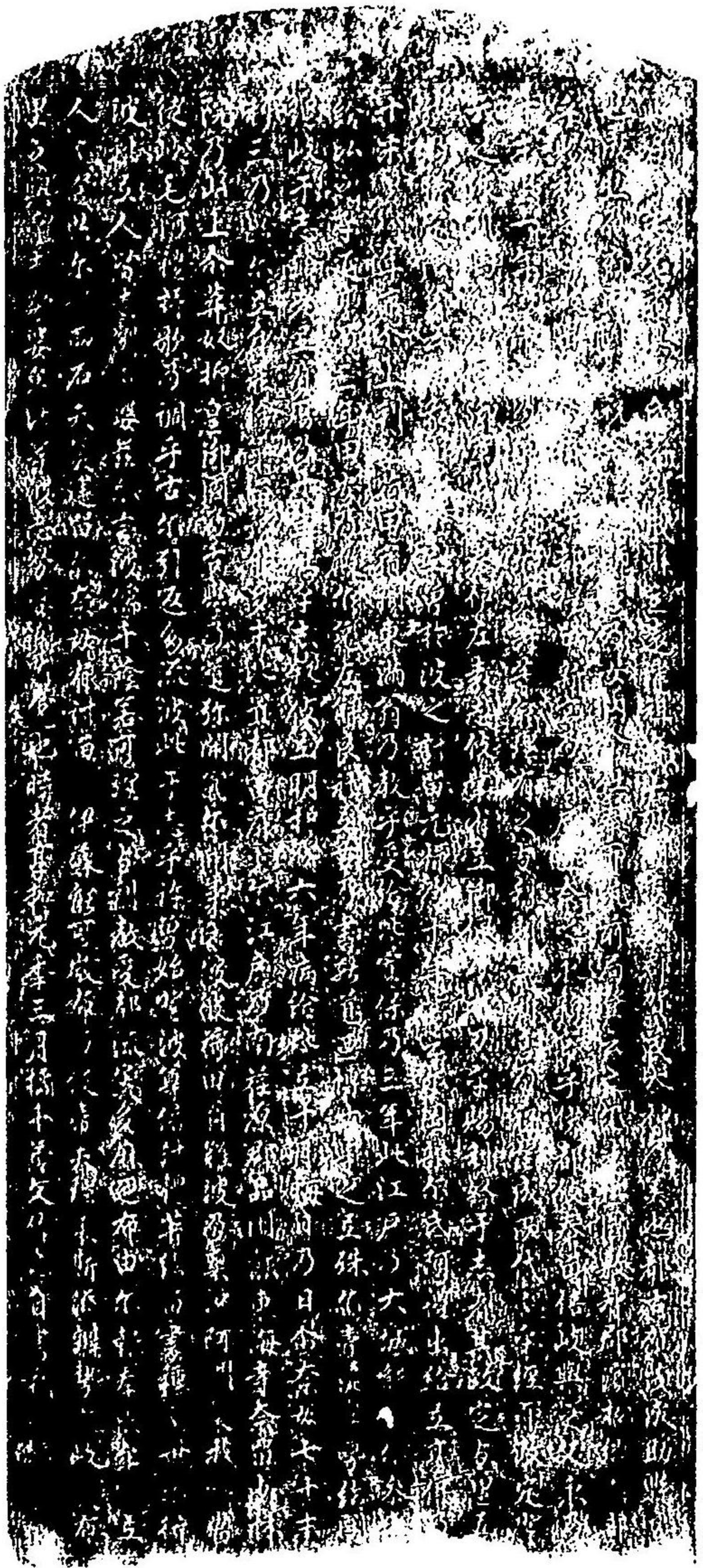


夏日

渡乃原之東院朝日子
漸影悠支六月迺空
真淵

關根正直氏藏

黑川真道氏藏



賀茂真淵先生碑文

縣居于志名者真淵氏者賀茂縣主遠津祖者山城國愛宕郡賀茂大神乃美也都古賀茂成助縣主也成助乃裔片岡能祝奈理之師重乃女內爾仕奉而筑前局登云之爾遠江國敷智郡濱松岡部乎賜利之乎彼岡部爾齋比末都禮留新宮乃神戶登奈之永新宮乎伊都伎奉留倍岐與之文永乃十末里一年彼命婦乃弟師朝爾美許等能理有之與利則其新宮乃祝登成而代々乎經而政定登云之波引馬能原迺御軍爾從奉爾伊佐袁志伎業有且御佩乃大刀乎賜利奴于志者其政定與里五繼乃孫定信登云留我眞子爾豆曾於波之計留元祿乃十年登云爾岡部爾氏阿禮出給豆享保乃十末里八年京爾上利豆荷田宿爾東滿翁乃致乎受給比寬保乃三年此江戶乃大城能下爾參來給比之乎延享乃三年田安乃殿爾免左解良禮豆古乃書乃道迺博士等之豆殊爾賣泥左勢給閉理岐于志齡老豆實曆乃十年仕乎志叙伎豆明和乃六年病給比豆十月晦日乃日爾奈母七十末利三乃齡爾豆身罷給氣留豫能多末比置都留麻々爾江戶乃南在原郡品川能東海寺奈留小林院乃山上爾葬奴抑皇御國乃古學乃道彌開氣爾開氣之波彼荷田翁難波乃契冲阿爾梨我以當徒岐毛阿禮杼歌乃調乎古爾引返多流波此于志乎許曾始登波尊倍計禮著給留書種々世爾行波禮豆人皆志例々婆茲爾言波儒千陰若可理之與利教受都流美多麻迺布山爾報奉良牟登豆人々登其爾謀而石夫美建留爾奈母有計留 伊蘇能可微布留伎帝夫理袁斯流辨勢之岐美布里之與乎志努婆牟比等波志努婆謝羅免也 時者享和元年三月橋下蔭文作氏自書利

筑前局一期之後者

道久齡及八旬御

日知行途年序之由

道久一期之後任

乃相違且可抽御祈

以執達如件

前周防守列

即新宮領也殊令神

念之以狀

大藏 卿列

叔井筒

享和元年三月九日

三世 朝久

四世 定朝

片岡三郎從山城國愛宕郡來而遠江國敷智郡岡部縣居

岡部家譜

來于岡部縣而有政久之姐結婚緣相續於當家賀茂氏也
政定年來隨

家康公命勤勞元龜三年三方原合戰之刻大久保七郎右衛門忠世之於火燭山之屯鐵炮纜十六挺也因茲政定引

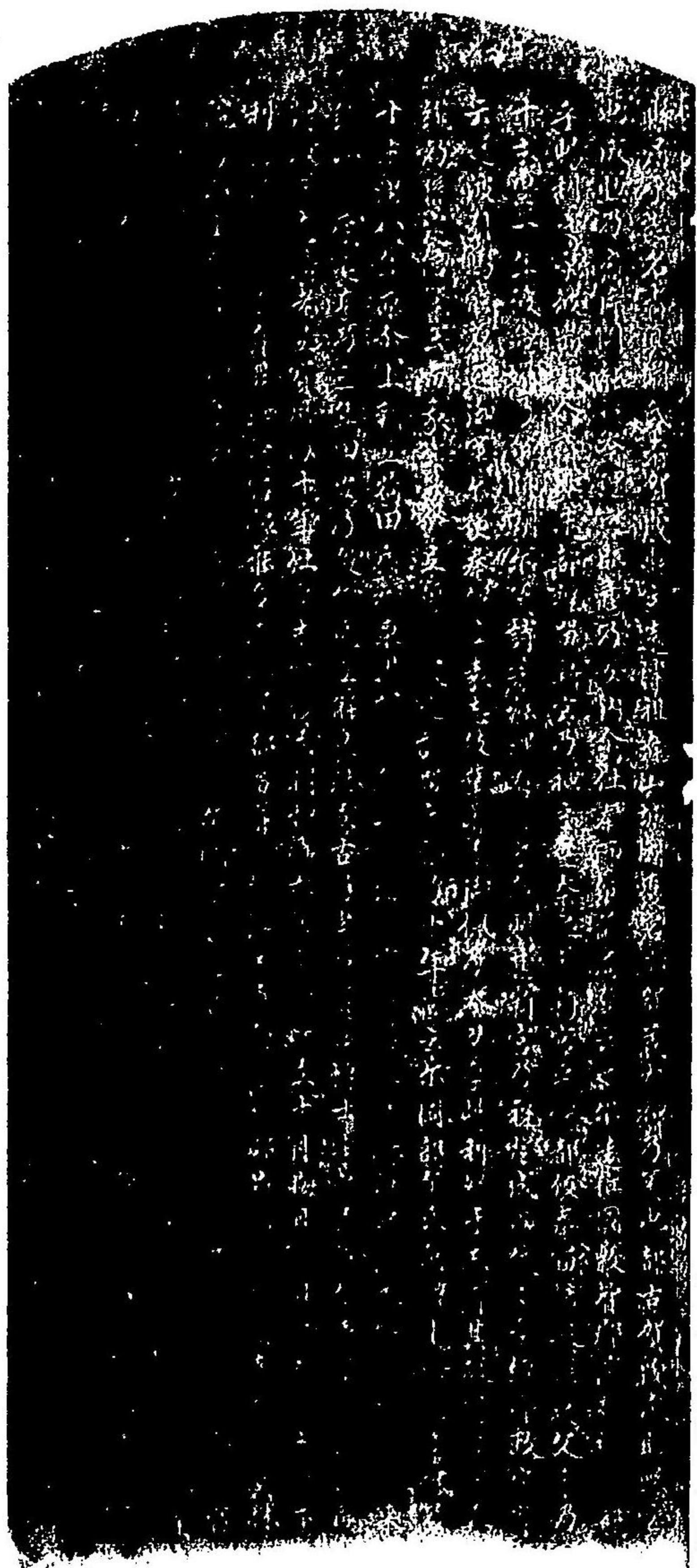
一族也永祿年中

夏目

渡乃原寺東院朝日子誌
淨影寺支六月延空
真淵

關根正直氏藏

黒川眞道氏藏



賀茂真淵先生碑文

縣居于志名者真淵氏者賀茂縣主遠津祖者山城國愛宕郡賀茂大神乃美也都古賀茂成助縣主也成助乃裔片岡能祝奈理之師重乃女內爾仕奉而筑前局登云之爾遠江國敷智那濱松岡部乎賜利之乎彼岡部爾齋比末都禮留新宮乃神戶登奈之永新宮乎伊都伎奉留倍岐與之文永乃十末里一年彼命婦乃弟師朝爾美許等能理有之與利則其新宮乃祝登成而代々乎經而政定登云之波引馬能原迺御軍爾從奉爾伊佐袁志伎業有互御佩乃大刀乎賜利奴于志者其政定與里五繼乃孫定信登云留我真子爾互會於波之計留元祿乃十年登云爾岡部爾其阿禮出給互享保乃十末里八年京爾上利互荷田宿禰東滿翁乃教乎受給比寬保乃三年此江戶乃大城能下爾參來給比之乎延享乃三年田安乃殿爾免左解良禮互古乃書乃道迺博士等之互殊爾賣泥左勢給閉理岐于志齡老互寶曆乃十年仕乎志叙伎互明和乃六年病給比互十月晦日乃日爾奈母七十末利三乃齡爾互身罷給氣留豫能多末比置都留麻々爾江戶乃南荏原郡品川能東海寺奈留小林院乃山上爾非奴抑皇御國乃古學乃道彌開氣爾開氣之波彼荷田翁難波乃契冲阿開梨我以當徒岐毛阿禮杼歌乃調乎古爾引返多流波此于志乎許曾始登波尊倍計禮著給留書種々世爾行波禮互人々皆志例々婆茲爾言波儒干陰若可理之與利教受都流美多麻迺布由爾報奉良牟登互人々登共爾謀而石夫美建留爾奈母有計留 伊蘇能可微布留伎帝夫理袁斯流辨勢之岐美布里之與乎志努婆牟比等波志努婆謝羅免也 時者享和元年三月橘干陰文作氏自書利

岡部家譜

賀茂氏

神魂命孫

武津之身命後胤

吉備廣之後

賀茂成助末流

【成助ハ神主成眞ノ子天喜四年十二月九日行幸ノ賞ニ從五位下ニ敘セラルル歟ニ名高クテ其日メレ歟後拾遺金葉詞花等ノ集ニ載マリ】

始 師重

女子 筑前局

次男 道久 片岡二耶大夫

三男 師久

五男 師繼 片岡五耶大夫改師朝

長男 遠基

次男 朝久

四世 定朝

片岡二耶從山城國愛宕郡來而遠江國數智郡岡部郷居

岡部家譜

五世 常久

六世 政常

長男 成常

次男 定詮

八世 政久

九世 政定

住當郷者定朝傳來舊地也故御令旨曰

新宮御領遠江國濱松庄内岡部郷者筑前局一期之後者師朝可令相傳之由師重令契約畢而今道久齡及八旬御祈勞又積星霜云々且又爲筑前局代官知行送年序之由強令勸申之間被免一圓之領知畢然者道久一期之後任師重之讓師朝當郷相傳知行更不可有相違且可抽御祈忠之由

持明院殿所被仰下也可令存其旨歟仍執達如件
文永十一年六月七日 前周防守判

片岡五耶大夫殿
遠江國濱松庄内岡部郷如元所被寄附新宮領也殊令神用可被子孫相傳者 院宣如此悉之以狀
乾元元年十二月一日 大藏 編判

賀茂神主館

定朝者常久生長之後歸國而卒云々

岡部次郎三郎於當郷誕生
家之紋非筒之内三頭右巴也幕之紋非筒

中岡部太郎馬

二耶兵衛

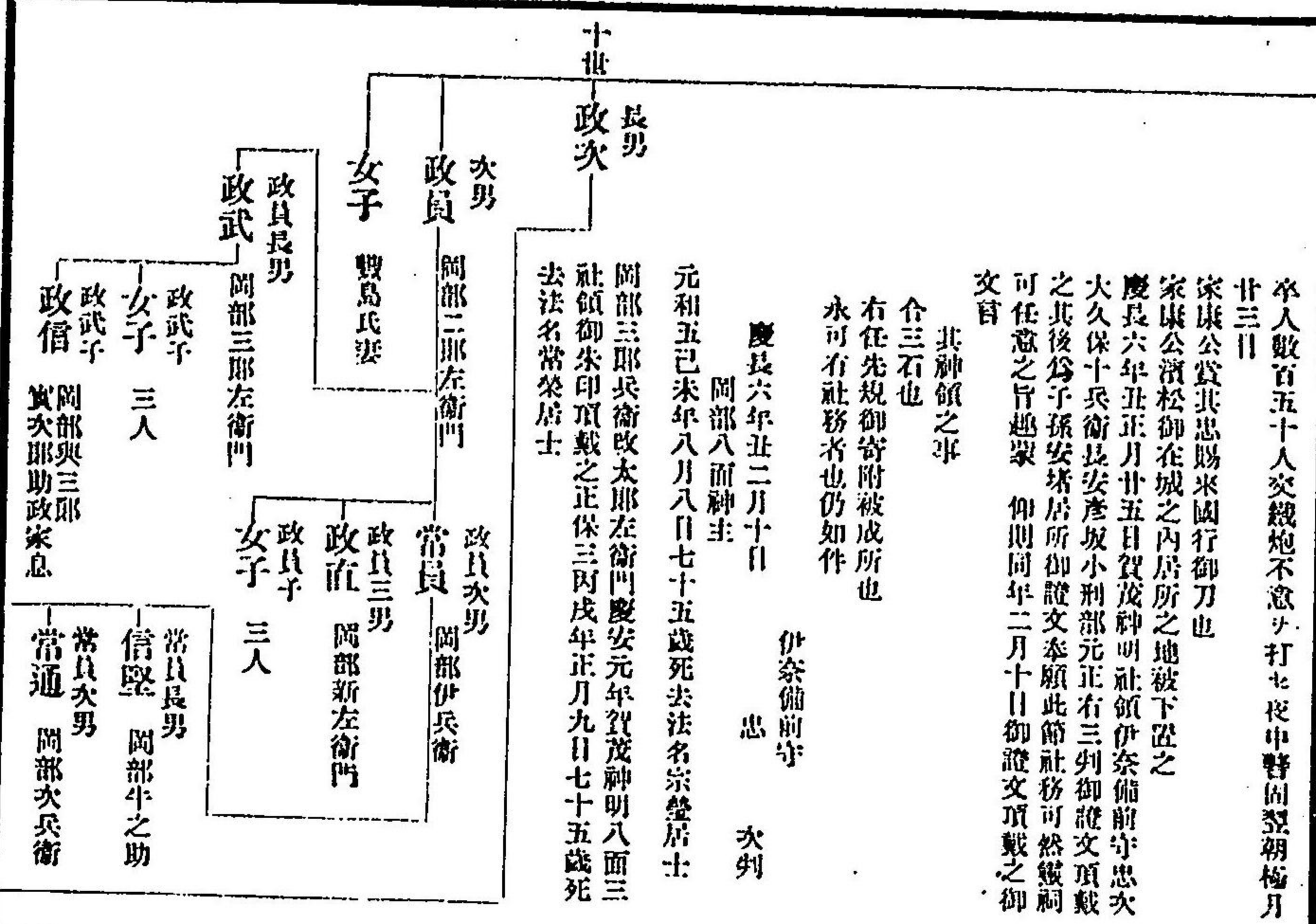
岡部五耶馬

岡部權兵衛母者相州俊長之女也永祿十一年三月九日七十歲而卒法名道見

岡部二耶左衛門政定姓藤原駿州原黨一族也永祿年中來于岡部郷而有政久之娘結婚緣相續於當家賀茂氏也政定年來隨

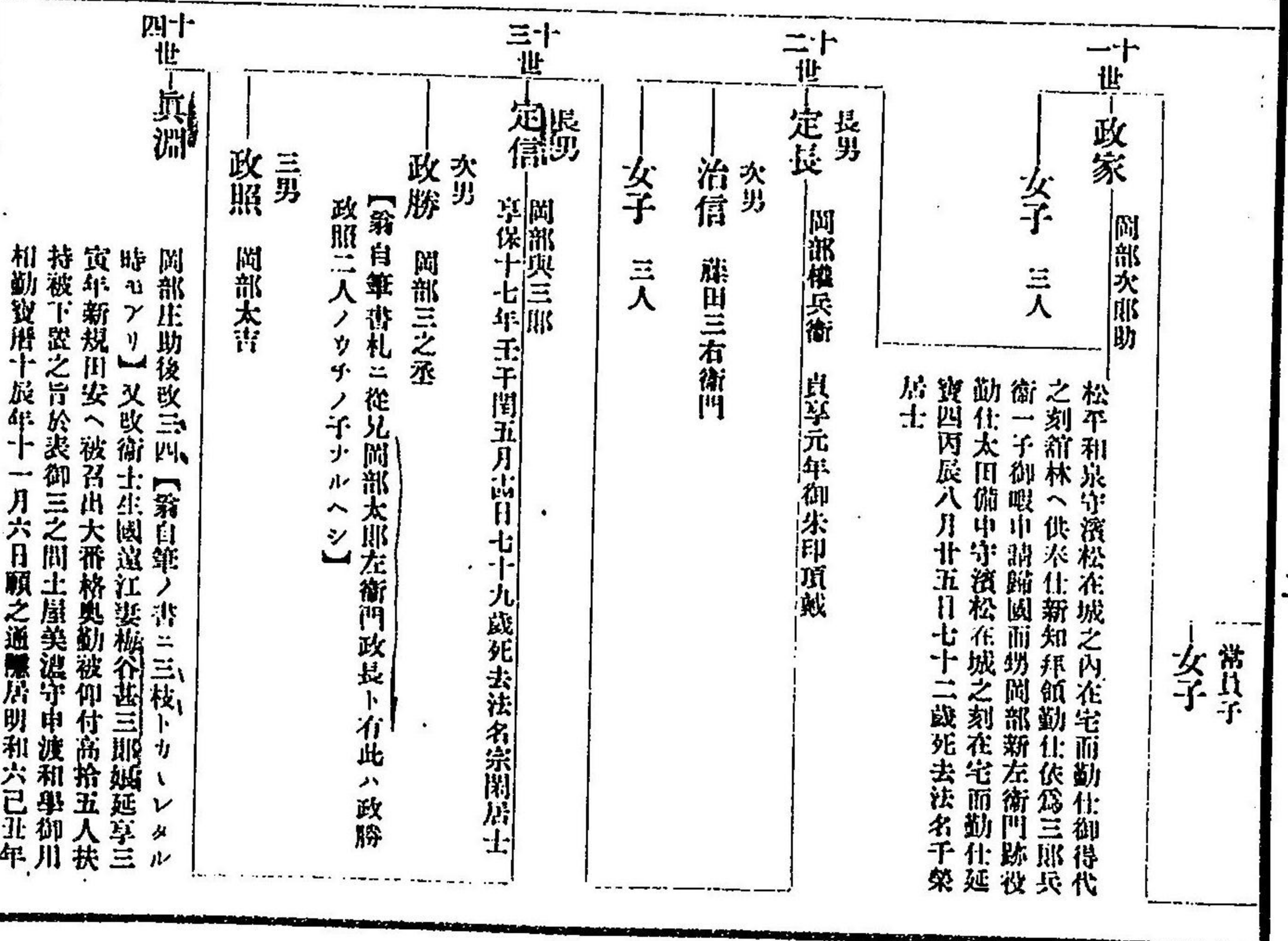
家康公命勤勞元龜三年三方原合戰之刻大久保七郎右衛門忠世之於火燭山之屯鐵炮機十六挺也因茲政定引

岡部家譜



卒人數百五十人交織炮不意ヲ打セ夜中野圍翌朝梅月廿三日
 家康公賞其忠賜米園行御刀也
 家康公濱松御在城之内居所之地被下置之
 慶長六年丑正月廿五日賀茂神明社領伊奈備前守忠次大久保十兵衛長安彦坂小刑部元正右三判御證文頂戴之其後爲子孫安堵居所御證文奉願此節社務可然續祠可任意之旨趣蒙 仰則同年二月十日御證文頂戴之御文旨

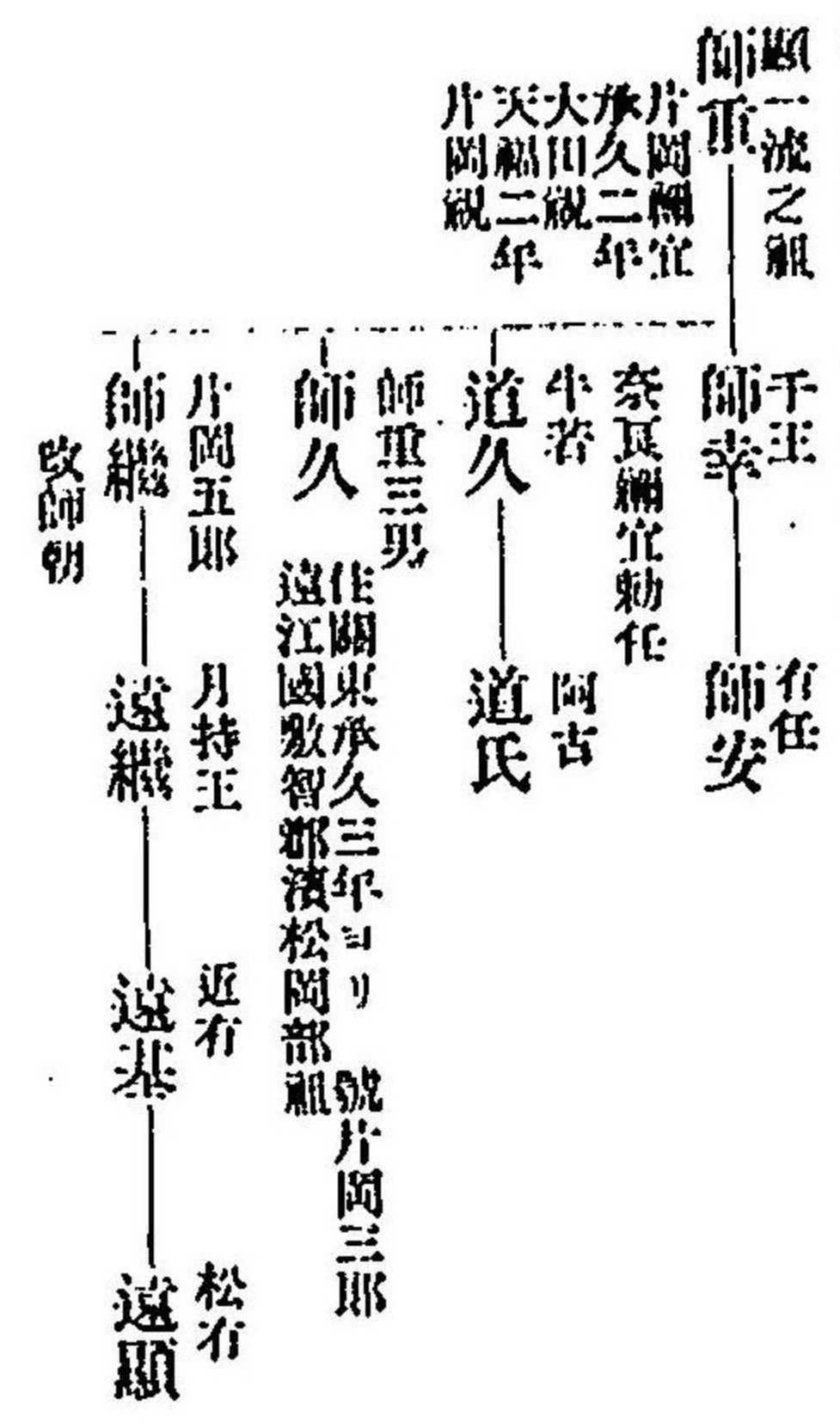
其神領之事
 合三石也
 右任先規御寄附被成所也
 永可有社務者也仍如件



岡部家譜考證

十月三十日七十四歳死去法名玄珠院眞淵權龍居士
 【又書札ニ六旬餘隱居家督ハ養子岡部三郎左衛門定雄ニ賜印今高三百俵ニテ御近習番頭役仕候野子ニ申隱居月俸其外之惠多云々トアリ】
 【此譜ニ七十四歳トアルハ誤也其事ハ考證ニ辨ス】

賀茂神主山本安房守賀茂季鷹傳説



岡部家譜考證

師重は父祖は誰ともしられず季鷹が説に片岡彌宜なりしが【片岡大田ともに上賀茂の攝社の内なり山城名跡志に見ゆ】承久年中大田祝となり天福年中勅許にて片岡祝になし給ふといへりこれ氏人の方にいひ傳へたることにて實にさる事なるべし又師重を顯一流の祖といへり但顯一流は季鷹に問へし【季鷹がもたる家譜をみしにすべて季一流は顯一流など有て名の通字なり季鷹が家は季一流なり師重の後顯を通名とせる也】また作者部類に片岡彌宜賀茂政平は神主成平子片岡祝賀茂成保彌宜成忠子 至應保 と四位の部にあり政平は永萬二年中宮亮重家朝臣家歌合承安三年廣田社歌合などの歌人のうちにもみえ詞花續詞花千載などの集にもそのうたみえ成保は續詞華千載などに其歌みえたりみな片岡の司なりしはもし此二人は師重の父祖などにてありしにはあらずやこれはこゝろみにいふなりまた家譜に賀茂成助の末流と有り其先成助より出でたりといひ傳へたるなるべしされどその世系は考ふべきよしなしさて家譜には師重が子男子三人女子一人男子は道久

師久師繼改師とありて筑前局を首にしるしたるは三人の
ために姉なりしにや季鷹説には師重の子四人師幸道久師
久師繼改師とありて女子をば畧せり今考ふるに此説のご
とく太郎にて師幸といひし人有しなるべし道久を二郎大
夫といひ師久を三郎といひ季鷹説に片岡三郎といへるよしを師
いひまた師重の三男といひへり師
繼を五郎大夫といへるにて太郎ありし事しらるさて四郎
も有つらんかとおぼゆ

筑前局并岡部新宮のはじめの事

筑前局は翁の萬葉解序に眞淵が遠祖賀茂成助といふ人ち
はやふる神山のふもとにありて松の盡きせぬことの葉を
よゝに傳へ其はつこはうちひさす大宮につかうまつりて
ひめとねの末にしもありければ云々又紀行の長歌に岡部
のさとに山しろの賀茂のみや居の新宮の其瑞籬の影うつ
しいはひこし世はすべろきの神のみことのおほみやのつ
ばねの數につかへつるそのしるよしにはらからの人につ
たへてすべ神のみけにそなふるいほまちの苗代水のため
やらすまかせ給ひし文永年の名におふみしるしをうけつ
ぐまゝに久かたの乾の元のとしにさへしるし給へるみこ
とのりうけかさね來て云々などあるを家譜に筑前局とあ
るに合てみるにまづ筑前は例の女房の稱號にて筑前局と

て内の女官にてありしなるべしさて長歌に大宮のつばね
の數につかへつる其しるよしにはらからの人につたへて
すべ神のみけにそなふる云々といひ文永の令旨に新宮御
領遠江國濱松庄内岡部郷者筑前局一期之後師朝可令相傳
之由師重令契約畢とあるによるにこれは筑前局に岡部に
て領地を給はれるによりて其領地にはじめは私に新宮を
いはひまつりてさて女子は一世に限ることなればその領
地を新宮の神領となして筑前局なからん後は兄弟のもの
の神領とて領せむことをねがひおけるなるべしよからざ
れば筑前局一期之後は師朝可令相傳之由師重令契約畢と
いふことはあるまじき事なりおほやけよりことさらに移
しいはれたる社の領地ならば師重の心まゝに契約する
事もあるまじく筑前局一期の後といふ故もあるまじきな
りかゝればこの岡部の新宮ははじめ私に領地にはひた
るを其領地を神領にねがひたるよりおのづから官社の如
くなれるにて其本は筑前のつばねより起りたるにこそあ
りつらめ此事翁はよく傳へ聞てこゝろ得て居られつらむ
を別にこの事しるしおかれたるものもなくてたゞものゝ
序長歌などにのみおぼめかしいはれたれば今は詳にしり
がたしされど岡部の家などに今も新宮の縁起などやうの

ものゝ残れるもありぬべし猶尋ぬべきことなり

右の如く考へしるせるのちに清水濱臣が許より翁の
自筆俗文の書札の下書一通をみせにおこせたるをみ
るに家系の事をいはれたる事有あて名は誰ともなく
て其書札にはく野子先祖山緒之事者筑前局封戸五
百石於遠江國敷智郡岡部郷被賜右局老後舍弟相續之
郷也賀茂神社崇祭可致條に時文永十一年蒙大藏卿傳
宣爾來云々とあり【考に自筆に大藏卿傳宣とあるは
書誤なり文永令旨には前周防守とありて大藏卿は乾
元の院宣なり】これにておのが考のごとくはじめは
筑前局が領地に賜りたる所にて後に新宮をいはひし
こと明らかに長歌の趣とよくかなへり

道久が事

道久は季鷹が説に勅許にて奈良禰宜となりたりとあり文
永令旨に今道久齡及八旬御祈勞又積星霜云々且又爲筑前
局代官知行送年序之由強令勸申之間被免一圓之領知畢然
者道久一期之後任師重之讓師朝當郷相傳知行更不可有相
違云々とあり今此文を考ふるにこは師重も筑前局もなく
なりてのちの事なるべしさるは道久今八旬の齡にて申請
には多年筑前局のために知行の代官となりて事をとりま

た年來御祈勞もあればかの岡部神領一圓に領し申たきよ
しを奏せしなりさて其請の如くゆるし給ひまた師重がむ
かしの契約もあれば道久去にたらん後は師朝にとの令旨
なりよかれども道久は奈良禰宜なれば遠江には下らでや
ありけむ

師久が事

師久は季鷹が説に承久三年より關東に居住す濱松の岡部
の祖なりといへりこれはそのはじめ筑前局のために領地
にくだりて知行の事とり行ひなどやしつらむされど筑前
局の存在の世はかの領地誰の領とも定むべき事ならねば
師久が其子につたふといふ事もなかるべく又師久はわか
くて失などやしつらん承久三年は文永十一年よりは五十
四年の前なればいとほやき時の事也此後道久が事ありて
其のち師朝が世より代々領したれば師久を岡部の祖とい
へるは關東に下り住みけることのあるより傳への誤りた
るならんか又今は岡部の賀茂氏は一家のみにあらずとい
へば翁の家は師朝より承來れるにて外に師久よりつたへ
來れる家もあるにやされど家の分れたるは後の世の事な
らんかとぞおぼゆるこれはともかうもおきな世系に用
なければ疑を闕て有ぬべし

師繼が事

師繼は家譜にも季鷹が説にも後に師朝と改むとありて文永の令旨にも師朝と有岡部の領地を子孫につたへたるはこの師朝ぞ始なるさて岡部に居住したるは定朝をはじめとす

師遠が事

師遠は家譜に師朝の長子と有さて翁の世系師遠の弟朝久より承たれば師朝朝久定朝とつゝきたるを季鷹が説には師朝遠繼師遠師順とありこれは異傳にてその是非はしりがたけれどいま考ふるに恐らくは師朝より定朝までの間に三四世のありしを家譜に誤りて其名を脱せることもあらむかざるゆゑは文永より永祿までは三百年を経たるを師朝より政久までわづかに七世なるは世數のすくなきにはあらずやおよそ人の世を繼こと父子ともに長生にて晩田の子のつぎたらむには二人にて百年にわたる事あるべしされば七世にて三百年にわたらむこともあるまじきにもあらねど世々長生にて晩田の子のみつがむ事は猶疑ふべし政久は永祿十一年に死たれば師朝は文永の時の人としてかぞへたるなり

定朝が事

定朝は家譜に山城國愛宕郡より來りて遠江國敷智郡岡部

郷に居住すとあり此は定朝より岡部に居住したる事をことりたりたるなり又常郷者定朝傳來舊地也とあるは師朝より定朝まで世々領し來れる舊地なりといふ事をことりたるなりさてその傳來の子細をしらせむとてむかしの令旨院宣をこゝに擧たる也さて文永の令旨は 后宮の令旨なりこれは筑前局の領地なるが事の本なれば 后宮より令旨を賜はりしなり乾元の院宣は乾元は後二條院の年號にて院宣は後伏見院の院宣なり此院宣に賀茂神主館とあるは定朝か常久のうちなるべし文永十一年より乾元年まで二十九年なり

常久が事

常久は家譜に於常郷誕生とあり又定朝者常久生長後歸國而卒とあるをみれば定朝は岡部に來り住したれどなほ京に歸て死たるにて岡部に土着して居住したるは常久よりの事也家稱を考ふるに道久を片岡二郎大夫といひ師久を片岡三郎といひ師朝を片岡五郎大夫といひ定朝を片岡二郎といへるは師重が片岡祝にてありしが後なればみな片岡を稱したる也さて常久より後は岡部に居住したればみな岡部をぞ稱しける

政定が事

政定は姓藤原なるが政久が養子となりて政久の女と結婚

して岡部の家を繼たる也これよりのちはみなこの政定が後胤なりさて駿州原一黨といふ事ならびに三方原合戦の時の事談などは近世の戦記實錄の書につきて其子細を考へてかさねて記すべし【信玄の重臣に原某とて駿州に知行を領して有し人ありしと覺ゆ原一黨はこれをいふか猶考ふべし四戦記開三方原合戦の條に元龜三千申年十月源晴信入道信玄遠三の諸城を攻拔んと欲し云々翌は極月二十二日なり信玄軍をかへさんがため濱松大菩薩を押通云々武田勢は合戦に大利を得て云々大久保忠世天野康景にいひけるは如此敗績の後居すくみにして働かざれば彌敵に凌がるゝものなり夜がけ去て敵をおびやかすべしとして諸手の勇士の内火炮の上手を選ぶに纔に銳手十六人を求得たりこれに究竟の兵を加へて七十餘人案内者なれば間道を廻り敵の後なる寺を燒拂らひ密て鳥銃を打かくる敵は味方は程に微勢なるべしとは思ひよらず軍卒頻りに騒立て屏ががけへ落入暗夜敵目ざすとも知ず東西前後を忘却して跡よりつゝ味方を濱松勢と怖れ先にみち有とやおもひけん彼峻へ落入死亡するもの若干也考に政定の功を立しは此時の事なり】

翁の没年の事

翁の年を家譜に七十四とあるは後人の翁の事を書きそへたる時の誤なり翁は明和六年十月晦日に終られて年は七十三にてなむありしこれは春海などをさなき時より常に翁の年の事いはるゝをは聞えりたる事にてまがふべくもあらねど世隔りなばうたがふ人もありぬべければ今こゝにくはしくいふべし翁のよまれたる萬葉集に手づから考ども書くはへられたる本の奥書に所々年をさるされたり卷十三の奥に右明和四年八月考眞淵七十一歳卷十四の奥に明和四年十一月註せり賀茂眞淵七十一歳にして燈の下にふしつゝゑるせればかくみだり也ちかく考に書なむ下なればなり卷二十の奥に明和二正月廿八日會讀訖同四年八月獨正訖賀茂眞淵七十一歳などあり此本は今春海が家にありまた古今六帖のはし書の末に明和四年の冬なゝそぢまりひとつの老にて手もわなゝくゝしるしつとあり此は集にも載たり右の如く明和四年に七十一歳とあれば六年に七十三にて失られたることあきらけし本居宣長が玉の年七十三といへりさて近頃伴蒿菴が崎人傳といふものに翁の年を八十四とありこれは傳聞の誤なればとりにいふべき事にもあらねど其書版にありて世に廣くあれば疑ふ人あらむがためにこゝにこゝとわらなり

翁の俗文書札に野子は定信の二男と有然るを家譜に兄ある事をもらせり又翁の實子は梅谷氏を繼で名は

市左衛門といへり春海幼き時濱松にいたりて逢る事あり濱松の本陣にてぞありし市左衛門はこの八とせばかりさうせぬときけり其子などあらんがさねて尋ぬべし【翁梅谷の養子となられし事は田安へば申たてられざりしとぞ】

賀茂明神八面三社といふ事

此八面と申はいかなる神にておはするにか三社はなになにの神をまつれるにかこれは國人などにとふべし

此家譜定信より以上は翁の老るしおかれたるなりとみゆれば翁の家系を考るにはこれを本とすべし又季鷹がいへる事は氏人の方にふるくいひ傳へたることにて尤證となすべければまじへ考て家譜にもれたる事など考へ補ふべし文化三年六月十五日平春海記

岡部家譜一卷先師村田翁所述也今年爲縣居大人五十回追福合門人前田夏蔭磨寫以置之少林精舍焉
文政紀元十月晦日 清水 濱 臣識

賀茂眞淵翁家傳

賀茂眞淵翁家傳考證書目

- 古事記 日本書紀
- 新撰姓氏錄 作者部類
- 續作者部類 賀茂氏系圖
- 大系圖一名十四卷系圖 文永十一年六月令旨
- 乾元元年十二月院宣 慶長六年御教書
- 縣居歌集上田秋成校 賀茂翁家集村田春海翁校
- 橘枝直家集號東歌 小野古道家集
- 村田春郷家集 藤原宇萬伎家集號靜會集
- 橘千蔭家集號字家良我波奈 村田春海翁家集號琴後集
- 筑波子家集 岡部家譜
- 岡部家譜考證春海翁 賀茂眞淵翁族譜自筆本
- 玉勝間 近世崎人傳
- 日本諸家人物志 近代著述目録
- 墓所一覽
- 通計二十七部

賀茂眞淵翁家傳

神魂命孫

武津之身命後胤

吉備麻呂之後

賀茂神主成眞之子成助末流

始祖 師重 氏賀茂戸縣主○顯一流
ノ祖 承久中大田祝天
福二年爲片岡祝

一遠基

三世 朝久

四世 定朝

五世 常久

成常

七世 定詮

八世 政久

九世 政定

女子 筑前局 内命婦

師幸

道久

師久

師繼

六世 政常

二耶兵衛

岡部五耶馬

岡部權兵衛

岡部次耶左衛門
實驗河國厚氏之子

奈良禰宣
片岡二耶大夫

片岡三耶

後改師朝
片岡五耶大夫

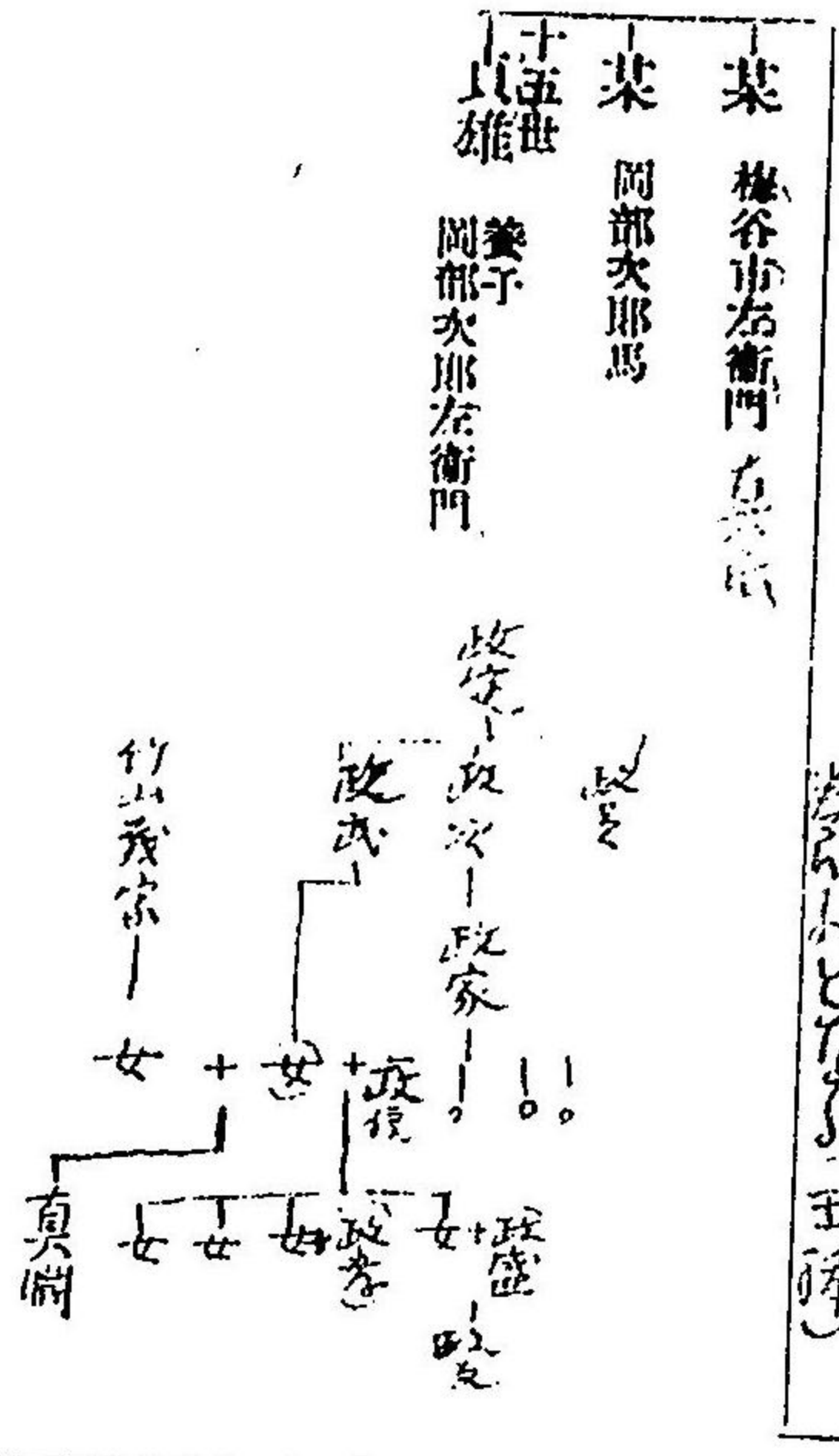
中岡部太郎馬

賀茂眞淵翁家傳

十世 政次 岡部二郎兵衛後改 太郎左衛門
政員 岡部二郎左衛門
政武 岡部二郎左衛門
十一世 政家 岡部權兵衛
女子 三人

十二世 定長 岡部次郎助
治信 藤田三衛門
女子 三人

十三世 定信 岡部與三郎
政勝 岡部三之丞
政照 岡部太吉



賀茂眞淵翁家傳

道統後學 高田與清謹撰

賀茂縣居の大人は遠江國敷智郡伊場村の岡部新宮の禰宜定信縣主の二郎子母は同郡天王村の竹山孫左衛門が女也族稱は岡部字を初參四といひ後に衛士と改らる諱は眞淵縣居はその號なり庭を田居のさまに作りて賀茂氏の尸にしもよればとて住所の名には命られぬとほつおやを片岡祝師重といふ師重は從五位下賀茂成功が裔鴨武津之身命の後也武津之身命は神魂神の孫にて八咫鳥と化て神武天皇を尋きたてまつりたまひし神なること姓氏錄にみえたるがごとし成功が父は神主成眞といへり成功歌のよみくちすぐれて後拾遺金葉詞花などの撰集によめる歌どもえらびくはへらる天喜四年十二月九日賀茂行幸の時の賞ぞ從五位下のかうぶりをばたうばりしなる師重の子五人あり筑前局師幸道久師久師繼なり筑前局は大宮の命婦につかうまつり遠江國敷智郡濱松庄岡部郷にて封戸五百石をたまはりぬそこに賀茂の新宮をいはひまつりておのれなからん後は神領としてはらからのものに永く領せんことを請まうし弟の二郎大夫道久を岡部の代官とすさて道久

齡八十においしらへる後弟五郎大夫師繼に神領をゆづらんのよし請許されて文永十一年六月七日前周防守執達にて持明院殿おほせくださるむねの令旨をたぶまた乾元元年十二月朔日にも大藏卿の奉はれる院宣を下されて神領もとのまゝに寄たまひぬ師繼後に名を師朝とあらたむ師朝朝久をうむ朝久片岡二郎定朝をうむ定朝京より岡部に來り住しかど後京にかへりて身まかりぬ定期岡部に在しほど岡部次郎三郎常久をうむ常久が代より家の紋に井筒の中に三頭の右巴を用ひ幕の紋には井筒のみをなん用たる常久岡部の家をトて後世々この里にすめりその子を中岡部太郎馬政常といふ政常岡部五郎馬定詮をうむ定詮權兵衛政久をうむ政久永祿十一年三月九日齡七十にて身まかりぬ道見と法のおくり名すその子を二郎左衛門政定といふ實は駿河國の原氏が子なり元龜三年十二月廿二日三方が原の御軍に従奉りて功を建し時おほやけより來國行がうちたる刀をたまふ慶長六年二月十日に今川氏が爲に廢れたりし神領を興して新に三石を寄らる政定元和五年八月八日齡七十五にて身まかりぬ宗榮居士と法名すその子を三郎兵衛政次といふ後字を太郎左衛門と改む正保三年正月九日齡七十五にて身まかりぬ常榮居士と法名す

賀茂眞淵翁家傳

しへののりとごとになすらへたるあるは中つ世のさいば
 らのうたひものをまねびたるあるはものがたりぶみによ
 りみゆるなどは其世々の人のいひ出せるにことなること
 なくなんありける文かくのりはからぶみの體により詞を
 いにしへにとりてめでたくつくりなされたりそは歌は中
 國のおのづからのものにこそあれ文はから國にまなべる
 わざなればそれに眼をひらかれしなりけりけにふるき宣
 命祝詞味和歌の序などみなかしこの文體によれりとみゆ
 れば後のなまぶみかく人のごと文の中に歌などおほくよ
 みいれたらんは物語さうしの一ひらちりほひたるこゝち
 すと吾師錦織翁晩年に常のことぐさになんせられしそも
 そも古學は難波の契沖法師荷田東庵宿禰などが魁せしに
 おこれりといへども大人出たまひてよりもはら天の下に
 はみさかりになんふるひたる大人の業を受し徒三百人に
 あまれるが中に藤原宇万伎村田春郷楳取魚彦橋千陰錦織
 翁本居宜長荒木田久老などの名世にとりけり村田春
 道橋枝直などは心へだてなき友になんありける大人はじ
 め濱松の驛長梅谷甚三郎が養子となりて市左衛門をうむ
 その家今なほ驛長にて濱松にあり寛延三年江戸にくだり
 て村田春道が家あるじとし遂に八町堀に家つくりてす

み後濱町にうつりたまふ延享三年田安の大殿にめされて
 やまと學の師にまけられぬ寶曆四年十一月殿の四十の御
 賀の宴に侍りけるをり葵の紋の御衣を賜はりてあふひて
 ふあやの御衣をも氏人のかづかむものと神やしりけんと
 よみて奉りたまふ同十年十一月六日致仕して養子の岡部
 二郎左衛門定雄に家をつがしむ明和六年十月晦日齡七十
 三にて身歿られぬ江戸品川東海寺なる少林寺のうしろの
 山にはうぶりて玄珠院眞淵義龍居士と法のおくり名すそ
 のあらはされし書六十部におよべるが中萬葉考續萬葉論
 冠辭考語意考國意考祝詞考にひまなび神樂考催馬樂考古
 器考伊勢物語古意源氏物語新釋百人一首初學淨土三部假
 名抄言釋文意考歌意考など周く世におこなはる家集二本
 あり藤原宇萬伎が弟子の上田秋成が梓にゑれる本と錦織
 翁のかうがへたゞしてすりかた木にものせられし本とな
 りこれにもれたる文や歌やこゝかしこにちりほひきこえ
 しも又すくなからず歌集は錦織翁に業を受し清水濱臣が
 家につたへもたり上件ゆゑよしは師翁の書集おかれし
 岡部家譜考證または賀茂季鷹がつたへの説にもとづきこ
 れかれの書どもをもかうがへあはせかく記せるなり
 贊曰しきしまのやまとの國のいそのかみふることの葉は

えん文り

くれ竹の世をふるまゝにちりほひてうもれしあとを水く
 きのかさわけつゝもあがたるの大人のをしへに天の下ま
 よふくまなくもろ人はまなびの道をすゝみゆくかも

萬つこのやの高田の大人のえらばれし縣居翁の家傳は錦織
 村田春海翁のせちにもとづきてかい記されたるなりこと
 しは縣居翁の五十年忌にあたればとて神な月のはつかあ
 まりこゝぬかのひに人々品川の少林院につどひ時雨の歌
 よみてしのびけるに大人はめぐりきて五十山稍のこらね
 ど落葉うるほすむらしぐれかなとなむよまれたるかゝる
 をりにしもあへればいかで翁の傳を世のふること學に心
 よせの人たちにしらせばやと北條時鄰ぬしともによみ
 かうがへて花ぐはし櫻木にゑれるになむ文政元年といふ
 としの霜月ばかり橋本常彦しるす

賀茂眞淵翁家傳終

増補縣居翁年譜

増補縣居翁年譜	元	一	伊塲村(遠江國敷智郡濱松庄岡部郷)に生る(岡部の新宮の神主定信の二郎子、母は同郡天王寺村の竹山孫左衛門茂家が女玉)呼名は參四、又政徳となつる、幼にして姉(政盛)の養子となる、(呼名を莊助、また參四と云ひ、實名を始め春栖、また、政躬と名告られ、また、此の後、政藤と改められたり、)
	十	二	名を政成と改む、此頃養家を退き僧(眞言宗)とならん、父母許さず、後濱松驛の本陣、梅谷甚三郎(方良)が養子となり一男子を生む、後に市左衛門と云(按ふに此頃以下の文章保九年九月以後にかくべき也、玉柳に「さて、大人は眞言宗の僧にならんと父母に願はれしに許容なく、其後また濱松の本陣梅谷甚三郎方良が養子となれり、一男子を生ましめ給ふ、此子後に梅谷市左衛門といへりし、かくて、思はず旨の有られしか、
	保	十	其家を退きて、かの政定の次男にて神明宮八面荒神兩社の神主なる政次の曾孫安右衛門政長の養子となりて其の女に娶給ひしが、此の女享保九年九月歿られぬ云々」とせるは次第の前後を誤れり、翁は政盛の養子となれるも、こは翁の幼かりしより姉(政盛)に養はしめたるにて、素より他の家を嗣がんとには非ず、然るを其の後太郎左衛門政長の養子となりしを、この時の妻(政長の女)享保九年九月四日歿せしかば、養家をも退き、さては悲歎のあまりに出家せんとせられしなり、然るに父母の許なくして止み、尋て又梅谷家の養子となりしも、舅との間隙はしからず、妻のすゝむるまゝに家を出で、京に上り荷田翁の門に遊ぶに至れり、されば、元文三年江戸に出づるまでは梅谷氏を稱し居り、元文三年に至りて始めて岡部氏に復し、岡部日記などにも、この享保九年九月に歿りしをば前妻と記し、梅谷氏をば妻と記せる等を以ても、梅谷家を退きて後他人を妻とせし事のあるべくもなき事

八

卯

七

明かなり玉柳にも『大人江戸に出られしより梅谷と云ふ稱號をやめて、本生の岡部といふに復されたり、然れど、梅谷を離縁せるには非ざりしとぞ』とし、又『四十二歳になり給へる元文三年といふ年に、その妻子たちは濱松の梅谷の家に残し置きて江戸に出で給ひ云々』など記されながら、何とて、初に此誤をしも記されけん。○(翁は若年の頃濱松の儒者渡邊友節(操、蒙齋と號す)に就きて學べり、友節は太宰春臺の弟子にして徂徠の流をくみて古文辭を唱へし護國一派に屬するものなるを以て、當時の學修は、後に翁が古學を唱ふる素地をなせるが如し、此の事、後翁の書けるもの、中に就きて、うかひ知らるゝ節多かり、河津長夫の身退れるを悲める歌の端書にも『河津長夫はすめら御國の書のまなびを、わが學びきつるに、もとより漢の書をもよくよみつれば、いと才ことにして、古へにかへる心ざし深かりつるを、わづらひて十月十七日に身まかりぬと云ひおこせたるを聞く

年

歳

にいと口惜し、其後とむらひ云ひつかはすついでに美樹がもとへ「わが道もさそはん人をぬば玉のよみにおくりてまどふ頃かな」とあるなどにもしるく、崎人傳に『ある時、南郭服部氏を訪ひて、物語らふついで、唐詩の風韻おとろへて、六朝に及ばぬは、汾上驚秋の詩にて知りぬと云ふ、南郭如何にと問ふに、さればよ、北風吹白雲萬里度河汾と云へる起承の句、まことに羈旅の秋情云はむかたなきに、心緒逢搖落秋聲不可聞の轉合の句、上の意を註せしに、氣格の落ちたるをおぼゆ、吾邦の歌も、後世のさま劣り行くは、唯かくの如しと云へれば、南郭も大に感伏せしとなり』と見えたる、唯詩歌の上のみながら、又思ひ合はせらるゝなり、然れば、宣長翁などの目には、猶『此大人略から心を去れる事も、なほ清くは去りあへ給はで、おのづから、猶その意におつることも稀々には残れるなり』(玉柳)なども見えたりけん、此の事今年の事には非ねど事の次に茲に掲ぐ)

同	年七十同	年九	同
	子壬	辰	甲
三	歳六十三	歳八	歳十
<p>(九月四日前妻歿す)九月四日<small>元文三年にもなりぬ、</small>此日は前の妻のうせにし日なれば、早く住みける家にて、あととひなどして、墓にもまうでたるに、いつしか十七年<small>△</small>こそなりにたりけれ、あはれなること、其の折ばかりおぼえて、しほたれ居るに雁の鳴きければ、「ふりにける常世を慕ふ雁のみは廻りきてこそ鳴渡りけれ」<small>〔國部〕</small>○(此の頃より杉浦國顯、森陣昌などと交り、其が教を受けし事抄からず<small>〔光海傳〕</small>)</p> <p>五月(閏五月十四日<small>〔國部〕</small>)父定信歿す(年七十九歳、法名宗閑居士<small>〔國部〕</small>)母も此頃終られたりと見ゆ、母の歿れること延享二年の條參看)</p> <p>京に登り荷田の東應を師とす、濱松の友人諏訪社の大祝杉浦信濃守國顯がす、めによりてなり、國顯の妻まさきは東應の姪女なり、<small>〔享保十八年京師にゆき、荷田春滿に就きて教を受く、初め翁京師に出て學問せんと欲し、密に父に試み問へどうけす、且家事通れがたく、こゝにおいて如何ともなすべきなく、歎息して思ふ、妻某、其意を察知し、翁に謂て</small></p>			
年	八	十	十
	丑	癸	癸
歳	七	十	十
<p>曰く、良人京師に出で、學問せんと欲し給ふ氣あり、されども家事ありて出づる事能はず故に躊躇し給ふ、思ふることなけれ、妻よく家を護り、萬事よく務めん、かゝる偏郷にして數年を経たりとて、何の爲す事かあらん、君實に不凡の才あり、密に家を出て志を遂げ、名を天下に顯はし給へ、これ、妻が希ふところなりと、こゝに於て、翁其の志氣に感動し、萬事を託して家を出で、奮然として志を立つ、翁の妻に此人あること奇遇と云ふべし、學成りて歸るに至るまで、欣々としてよく家事を護り、貞操嚴然たり、<small>〔近世三十六〕</small>『此のほど濱松に二人の友あり、諏訪の社の大祝杉浦信濃守國顯と五社の神主森民部少輔陣昌となり、此の二人共に東應大人の教子なるに、況て國顯が妻まさきと云ひしは、荷田の大人の姪なりしかば、大人江戸に物せらるゝ時々は、此家に宿られける故に、此の人々の執りもちにて、荷田の翁に見え初られしとぞ』<small>〔玉〕</small>後政成を眞淵と改む、敷智郡よりとれるなりとぞ、</p>			

文	元	
丙		
十	四	
<p>(實名政藤をも後に眞淵と改められたり、此は遠江國の敷智郡の名より思ひよりて、つけ給へりと聞きたりと村田春海が語りき、<small>〔玉〕</small>)</p> <p>七月二日、東應にはかに身まかる、歌あり、之を弔す○東應に従ひ學ぶ事四年なりしが、遂に東應の學びの筋を傳へたり、<small>〔享保十八年に京に上りて荷田の翁の教子となり給ふ、こは三十七歳になり給へる時なり、然るに、元文元年七月に荷田の翁身退られたり、享保十八年より元文元年まで、其の間四とせなり〕</small>玉、荷田の翁に事へ給ひしは、わづか四年の間なりしかど、學問の道には素より凡ならず、智深くおはせるが故に、荷田の門の人も多かりと聞ゆる中に、一人ぬけ出て、其の正意をば得られてぞ有りける、其は荷田の門に大人をおきて、外に、大人の如く師に勝れる人のなきにて知るべし、<small>〔玉〕</small>「むかし、荷田宿禰の大人、古言の學のこと、世にことだて初めて、古の書らに解き得がたき事どもあるを、其の眞心にはじめて思ひあきらめられた</p>		
同	年二同	元
	巳丁	辰
	歳一十四	歳
<p>るふし多かるが中に、此わざうたの考をば、殊にめづらかなりと、自ら思ひほこりて、こをば、たやすく人にも云はじ、古の學に心深からん人の出で來んを待ちて傳ふべしとて、心に秘めおかれつるを、齡の末に至りて、賀茂の翁が、よろづきはことに勝れたる事を心に知りて、今はこを傳へん人は、汝一人にこそあれ、いましこそ、つひに學びの年月つもりなば、我思ひ得たるが、ことごとによりみ得べき人なれとて、翁になん、口づから傳へ給ひにけるとぞ、さるは、その荷田の家にも傳へず、たゞ一人にのみ志して、傳へたうべる事なればとて、翁も亦深く心につゝみて更に申されずなん有りける<small>〔密明紀童話考〕</small>序村田春海)</p> <p>四月、京を立て故郷に歸る、</p> <p>江戸に來り、村田春道が家に寓居す、是より梅谷の稱をやめ、もとの岡部に復す、○小野古道名簿を送り弟子となる○後橋枝直と近隣</p>		

年三		年元	
午		酉	
二		四	
十		十	
四		十	
五		同	
年		年	
辛		庚	
五十四		四	
四		十	
十		四	
五		十	
四		十	

に移住す、濱松の梅谷の家に妻子を残し置きぬ、此時離縁せしにはあらず、『江戸に出てられし始めに、村田春海が父の春道と云ひし、神の道を好める人の家に寓居せられけるが、後に橋千蔭が父の枝直と云ひし、歌を好める人の招きにて、其の近隣に家を作りて住れけり、北八丁城と云ふ所なり』^玉『四十二歳になり給へる元文三年といふ年にその妻子たちは濱松の梅谷の家に残し置きて江戸に出給ひ云々』^玉『江戸に出でられしより梅谷といふ稱號をやめて、本生の岡部といふに復されたり、然れど梅谷を離縁せるには非ざりしと云^玉』
『縣居翁の江戸に出でしより、方外の友となして、しかも縣居翁の宅を自ら^{橋枝}の邸中に徙しぬ』^{近世三十六} ○(秋八月樂家至要大概の序をしるす^{賀茂翁}) ○『世の人ごとに四十二の年はつゝしむべきなりと云へる歳暮に、墨田川人やりならぬも舟もくれぬといそぐけふの年波、春をまつやどりは人による身にもつる年こそおのがものなれ』^{賀茂翁}

尙且に故郷に歸る、此時の紀行を岡部日記と云、(『此秋は、いざなふ人さへあれば、いでや、母をもをがみ、妻子はらからにもあはやとて、後の七月八日つとめて立出づ^中十一日さつた山をこゆ、^中暮過ぎて島田の宿にやどる、明日は故郷なりけりと心急がれて夜深く出でて大井川わたるほど、ほのぼのと明け行く、^中暮過ぐるほど岡部の家に至る、^中思の外にとまりて九月四日にもなりぬ、^中かざりあれば明日は立ちなんとするに、妻子のまどひ来て、くれぐれとなごりをしむに、身ながら心に任せねば、人やりならぬわかれ路こそ、わりなく悲しけれ^中十一日曉に立出づ^中十七日のひるつかた品川渡りに至る、はるばると望めば舟よりかちより集ふ物の多かるにかしこき御勢の仰がれて旅のつかれも覺えず』^{岡部} ○(此年正月二十三日母歿す、前に享保十七年の條に「母も此頃終られたりと見ゆ」とし、猶二三の書にも同じ様に傳へたるは如

録有
北八丁
と住す

後五百
真四
勝四
小大
三身
君彦
越八
時健
へ余
の年
一十
同
四
之序
廿三
也

年三		年元	
亥癸		酉	
七十四		四	
十		十	
四		十	
五		同	
年		年	
辛		庚	
五十四		四	
四		十	
十		四	
五		十	
四		十	

のまじりてけづられけるにおどろきてよめるなり』^{賀茂翁}
(この年冬、東都にて萬葉集遠江歌考を著す、遠江歌文政三年正月夏目親麻呂板行す^{刊本遠江}考典書) ○(寛保三年にも亦歸り^{濱松}給へり^玉)
(この年季夏、國歌論^{奥書}の奥書を書す、序には『十一月四日にまゐらせ^{同安宗}侍る』とせり、) ○(十月再奉答を田安宗武に奉る^{再奉}答^取) (今年より井上河内守の爲に源氏物語を解^{縣居}問答^書)
此頃、魚彦弟子となる、(『伊能魚彦は下總國楫取あがたの人なり、常の名をば、茂左衛門と云ひき、明和と云ふ年の末つかた、此大江門にまゐる來て、縣居翁に名簿をたてまつり、翁の住み給へる濱町と云ふ所に軒を並べ、朝夕に従ひむつびて、學びの道に心いれつゝ、よく

乙

四

古言の葉のおくがをきはめられし云々』^{楫取魚}
○縣居門人録には下總國楫取青藍として寶曆九年正月に入門せし山岡左次右衛門の後寶曆十年五月入門せし近藤五百種の前に記せり、延享二年頃の入門とせる本文は當らざるにや) ○尙且に濱松に歸る此時の紀行を後岡部日記と云ふ、(『九月十日にはかに思ひ立ちて遠江にまかる、^中十四日空晴れて懸川まで來るに、はら川と云ふ河の橋おちたりとて、知る人ある方に入りてやどりて十五日につきぬ、人々うれしと思ひて、いかで、けふもおはしけん、川は如何に侍りけん、其夜にわたりたる事をば思ひかけずいふかるなりけり、さて岡部の家に行きて、かぞいろのしるしを、がむ、^中かくて覺えず日かす經ぬれば、東よりもよほしの文しきりなれば廿日^十あまりに立なんとなす、例の妻子など名残をしむ、』^{後岡部}) ○(此年正月二十三日母歿す、前に享保十七年の條に「母も此頃終られたりと見ゆ」とし、猶二三の書にも同じ様に傳へたるは如

何あらん、岡部日記を按ふるに、父のみ早く歿して母獨り存生せること見えたり、其は先づ日記の始めに『あはれ都にありつるほどはあからさまながら、年のはに故郷に歸りなどしければ、然のみもあらざりしを、今はたはやすくも歸るまじく思ひなすれば、千里のをちに老いたるたらちねをおき奉りて、とみの事ありとも如何でか知らん、知るとも如何でかとみに行き至らん、今や如何なる事かあらん、如何なる心にかおすらんなど、人やりならぬむね騒がれる事日毎にありしを、世のさがは、あはれなるものにて、うつたへに忘るとにはあらねど、友がきも出で来て、高きいやしき行きかひしけるに、二つなき心のまされ易くて過しぬ、此秋は誘ふ人さへあれいざや、母をも拜み、妻子はらからにもあはれいとて後の七月八日つとめて立出づ』

三島之驛にての歌には、『故郷のは、そのかげは間ひ行けどち、のみなきを悲しかりける』とさへよめるに、又、十二日の條には

三月

三月

三月

三月

三月

三月

三月

『暮すぐるほど岡部の家に至る、まことに門によりてまらうけ給ふ』と王孫賈が母の例をさへ引出でたる、翁が生みの母なりけん事動きなし、やがて其の下に、『妻なる人はたはやく來べからぬ故あれば』など記されたるを見ても、この母の梅谷氏の姑ならぬ事論なし、梅谷家の舅姑にむかひては、生みの親と書き別けて後岡部日記の終りに『例の妻子など名残をしむ、後の親と云ふも、いと老いたれば、むねのみふたがりて目を送る、母の御墓にまかりまうしに詣で、云々』とさへ記せれば、まざるべくもあらぬなり、さて、この母の今年正月二十三日に歿れる事は、後岡部日記に、『さて岡部の家に行きて、かぞいろのしるし拜むに、今年む月廿三日になん母は亡せ給ひにければ、まだおはさぬものとも覺えぬを、そなへ物の具ども、白くてあるを見るも、云はんすべなく涙のみす、みて、よよとなかる、去年の冬まわり來ざりし怠りを悔いの八千たび思ふもかひなし、御墓に詣で、『野邊の露

九

三

六月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

七月

消えせぬ程にとほざりし我身の罪ぞおき所なき」と白すを、たゞ松の秋風の答ふる聲をのみ聴きて去りぬ、然るは、今年二月の三日になん、とみの事とて文の來れるを驚きて見れば、早く正月廿三日の朝、心地常ならずとて、少しし給ひしに、やをら起きて手水めし、人々を呼びて、一人を後におきてか、へしめ、佛の方にむきて阿彌陀佛を唱へ給ふ聲、二聲三聲のうちになむり給へば、即ち絶え給ひぬ、云々」と見えたるにて明かなり) ○(此年「十月初田安金吾の君の御もとめに、新三十六歌仙よみたる年月、其時の其人の官位階等考へて奉りけり」(縣居問) ○此年二月二日井上河内守の請によりて揚名介の考を記す(縣居問) 在滿が薦により田安家に仕ふ(田安公) 延享三寅年九月六日新規被召出、和學御用被仰付候、於表御館之間御物頭而御目付兼田平四郎申渡(權實所載問) 大人の名世に高く聞えしかば、延享三年に田安の金吾君に召し上げられ、古學の道の博士に爲され給へり、但し田

五

丙

十

安の大殿に召上られ給へるは、上に引きたる春葉集の序によるに、是より前に、荷田在滿が仕へ申せるを、其退く時に、大人を薦擧せるによりてなり、其在滿が彼の殿を退ける事は、其説の君に遇はざる故なりと雖も、實は彼の大嘗會便蒙を板に彫りて世に傳へたるに事起りて、殿の御心にも非ず、退け給ひしかば在滿深く辱なみ奉りて大人を吹擧せる也、と其殿人に聞きたり、然も有るべく思はる、事ども有れど、今はもらしつ、かく召上られ給ふ時に、上に記せる引馬の原の御軍に功ありし政定の次男政員より相續して、賀茂の新宮に仕ふる次郎兵衛定重を養親として出でられしとぞ、この定重といふは、政定六代の孫にて岡部の嫡流なれば、斯くは爲られしと聞えたり(權) ○二月晦日本所より出火、大川橋の居所灰燼となる、源簡が許へゆき夜を明かせり、歌あり、(二月晦日本所と云所に火起りて、家ども多く焼けにけり、その夕つかた、風も荒く空のけしきあかくちりたちて、こゝ

三十三
三十三
三十三
三十三
三十三
三十三
三十三
三十三
三十三
三十三

増補縣居翁年譜

年	同	同	同	同
己	辰	戊	卯	丁
十	五	二十	十五	一十五
十	五	二十	十五	一十五
<p>にしも火あるかと覺えたるを、其の夜亥の初ばかり、十町ばかり南より又火出で来て、ほどなくおのが家もやけぬ、昔より心つくしてかうがへつゝ物多く書きそへたる書どものあれば、これをば庫にも入れじ、いかで便よからん所へわたしやりてむ、今はとてのがれ出でなむ時、從者の手ごと持たせむとかまへて、先その事をとりしたゝむる程に、調度ども心にもいれず、たゞ藏の戸口にひぢりこ塗りまかなはせて立出でぬ、程なく皆煙にこもりてければ、源の筋がもとへ行て夜をあかしぬ、何ばかりの家ならねば、なごりもさしもあらねど、又草の庵結ばむまでは、人によりてあらむも苦しかるべし「春の野のやけの、雲雀床をなみ畑のよそに迷ひてぞなく」(賀茂翁)</p> <p>○(九月歌機約言の跋書きて田安宗武に奉る賀茂翁) ○(同月延喜式祝詞解成る、祝詞) ○此頃文意考成る、おく書あり、寛政十二年十月久老序をかく ○(此年二月又新三十六歌仙の官位に就きて金吾君の間に答ふ縣居間)</p>				
<p>〔二月十三日御出入扶持五人被下置候旨於御役人詰所建部民部少輔殿御出座、平野久馬之進殿、三田助十郎殿侍座、民部少輔殿被仰渡〕 <small>推實筆所載間 部定明先祖書</small></p> <p>〔今年閏十月田安侯の命を蒙り古器考を作る、十二月廿日其の半ば成りて上る古器考〕 ○(十月廿八日より上野宮の仰せによりて種々の事ども考へて翌年二月中旬までに參らす萬葉書)</p> <p>〔今年正月古器考全くなり正月二十日録して上る古器考一卷寛延元年閏十月蒙 命十二月廿日録上其半中間有 上野一品宮命急注御法服事是以不果至今年正月功始終謹録上其餘卷、寛延己巳正月二十日古器考〕 ○(三月十日萬葉解通釋并釋例成りて十一日上野宮に奉る、序以下次の卷の蒲生野御狩の時の御贈答の歌までの注は、今年寛延二年二月廿八日よりはじめて三月十日に終りて十一日上野宮の御前に奉れり、此十三日に京に上らせ給へば、去年のしはす廿八日よりして、さまざま</p>				

三十三

年	同	同	同	同
未	午	巳	辰	卯
五	四	三	二	一
五	四	三	二	一
<p>の事ども考へ奉るべき仰ありてよるひる考へて二月の半ばまでに參らせつ、其後またかく俄に考へつれば、心もつき物も覺えず、筆にまかせたるなり、其時奉れりしは、案をしもよく書かで、直に書きて參らせつれば、さりとて捨つべからず思ひて後に書付おくなり、さりければ、其の奉れりしとは、少しづゝの語などに違ひもあるなり、重ねて申おろして改めんとせしに、はやく櫻町の太上の御まへに出たりとぞ聞ゆ、かたじけなきわざになん侍りし、<small>萬葉集</small></p> <p>〔十月紀州侯老女瀬川の間によりて三拾六歌仙の考をしるす縣居間〕 ○春道が許にあり</p>				
<p>〔七月朔日、御出入扶持被下置、御用相勤候所、此度新規大番格與勤被仰付、高拾五人扶持被成下、下與御右筆被仰付候旨、於表御三之間、服部大和守殿、土屋美濃守殿御列座、山本彌五右衛門殿、守山太兵衛殿、本間十太夫殿侍、美濃守殿被仰渡、和學御用相勤、<small>推實筆所載間 部定明先祖書</small></p> <p>十一月田安殿の四十の賀筵に侍り、御衣を賜る、歌あり、〔寶曆四年霜月殿の四十の御賀の宴に侍りけるに、夜ふけて入られ給ふをり、御衣ぬがせ給ひて眞淵にとて賜はせるは、いと多かる人々の中にて、いとおもたしく侍るも、おもほえずかたじけなきに、こといみをしもしあへぬまゝに「あふひてふあやのみををも氏人のかつかむものと神や知りけむ」<small>賀茂翁 家集</small></p> <p>秋いで居を古へさまに作る、歌あり〔いで居をいにしへさまにつくりけるに、九月廿六日人々つどひて、ほぎ歌よみけるによめる、寶曆五年の秋なり、飛驒たくみほめてつくれる眞</p>				

増補縣居翁年譜

同 年 亥	同 年 丑 丁	同 年 庚
九 歲	六 十 一 歲	六 十 歲
<p>木柱たてし心はうごかざらまし、これはけふつどへるはわが古の書の學びの道つたふる人々なればかく云へり<small>(賀茂翁)</small></p> <p>六月<small>冠辭考成</small>、高梯秀倉、村田春道校せり○八月枝直の跋あり<small>(今年刊行す)</small>、『<small>冠辭考</small>板した書きたる人々の名、卷一縣居自筆、卷二縣居自筆、卷三橘千蔭、卷四平春道、卷五橘枝直、卷六橘御園、卷七橘常樹、卷八橘御園、卷九橘常樹、卷十橘常樹、こは吾師のたれたる本にしるしつけおかれしを、書き出でたるなり、世に知る人まれなればなり<small>(泊宿筆話)</small></p> <p>〔四月、源氏物語新釋をしるし畢る、<small>新釋</small>〕</p>	<p>同族岡部孫平次政舎の女を養女とし、中根某の三男、次郎左衛門定雄を驛とす、〔岡部六右衛門定雄、生國武藏、養父岡部衛士真淵養子、實父中根修理三男<small>推實筆所載岡部定明先祖書</small>〕〔寶曆九年正月、同族にて濱松の城主松平豊後守殿に仕</p>	<p>十一月六日仕を退く、養子定雄家をつぐ、〔十一月六日願之通隱居<small>岡部家譜</small>真淵、十一月二日病氣に付願之通隱居被仰付、此以後御用も被仰付候間、隱居料五人扶持被下置候旨、於御園爐裏之間與田備後守殿御出座、平野久馬之進殿、東條市十郎殿侍座、備後守殿被仰渡、定雄、三月六日部屋住より被召出、大御番見習被仰付、高五人扶持被下置云々、同年十一月二日、養父衛士願之通隱居被仰付、六左衛門<small>定雄</small></p>

同 年 壬 午	十 年 辰	同 年 癸 七
六 十 六 歲	十 四 歲	十 六 十 七 歲
<p>へ家督被下置、大御番並被仰付、高五拾俵五人扶持被成下云々<small>〔推實筆所載岡部定明先祖書〕</small>○荷田東庵の靈祭をいとなむ、人々つとふ、歿後廿五年に當れり、○十月<small>萬葉考別記</small>成藤原宇萬伎、尾張黒生、村田春郷等助けなせり、藤原維寧、栞取魚彦校せり、○三月廿日あまりに、龍の荷問ひ答へ「草しはじめ、四月草し了る<small>龍の問ひ答へ</small>」○六月「古冠考」「直冠考」成る、<small>古冠考</small>へ<small>奥書</small>○十二月「大和物語直解」成る『寶曆十年七月より、たま〜集まりて、ひとわたり讀みて、大和物語同じ十二月の八日によみはてつ、一月に三度四度なむ讀みけるなり、もとの註の悪しきをば多く消しつ、其のむしろに、さまざまのよしなし言をもいひわたらひながら、たま〜書きつけたれば、それはたわろき事も多かりなむ<small>〔大和物語直解奥書〕</small></p> <p>〔此年〕三代集總説を草す<small>三代集總説草稿奥書</small></p>	<p>〔春、村田春郷春海等と俱に大和に遊び、山城伊勢を回りと、五月廿五日松坂に泊し、本居宣長にあひて歸り、六月岡部の家に在り、寶の曆十まり三とせの春春郷春海等と大和へまかる時に此峰<small>富士</small>の嶺を見さけながらにして記しぬ<small>〔富士の嶺を見て〕</small>寶曆十三年五月廿五日、岡部衛士當所新上屋一宿、始て對面す<small>〔本居宣長日記〕</small>岡部の家にてよめる「年々に偲び奉れば故郷にいます如く、常はしも思ひてしものを、何しかももとな歸りてあふ人に言問ひぬれば、父の實の父はいます、は、そばの母もいまます、然はあれど、吾妹なねの、頭には白髪おひて、かな戸より出づるを見れば、母とじはいましにけりと、立はしり入りてし見れば、面には皺かきたりて、よろほべるわれをしも見て、妹なねは父來ましぬと、訝かしみ思ひたりけり、かたみに言をも問はず、白玉の涙かきたり對ひ居て、昔しへ偲ふことをさね多き」寶曆十三年の六月なり<small>〔賀茂翁家集〕</small>○十二月宣長の入門を許す、十二月二十八日、去五月江戸</p>	<p>ふる岡部彌平次政舎の女子を江戸に下して、養女となし、中根某の三男を驛に取りて次郎左衛門定雄と名告らせ給へり、此の政舎は、大人の再從弟なりしかば、如此はせられしなり、但しこの女子の父政舎、主君に従ひて、丹後國宮津に徙れるに付て、大人の例に因りて、次郎兵衛定重の養女として、江戸には下されたりとぞ、此の女子、名は悦子と云へり、又、此の政舎の子孫は、宮津の殿に仕へて、今もありとぞ<small>〔玉〕</small>○八月雜問答考を草す<small>〔雜問答考〕</small></p>

三	未	岡部衛士賀茂縣主眞淵一宿之節、始對面、其後狀通入門、今日有許諾之返事 <small>本居宣長日記</small> 「一年此うし淵田安の殿の仰事をうけ給はり給ひて、此伊勢の國より、大和山城など、こゝかしこと尋ね廻られし事の有りしをり、此松坂の里にも、二日三日留り給へりしを、さる事つゆ知らで、後に聞きて甚しく口惜しかりしを、歸さまにも又一夜宿り給へるを、うかひまちて、いとくうれしく、急ぎ宿りにまうでて、始めて見え奉りたりき、さて後に名簿を奉りて、教をうけたまはる事にはなりたりきかし <small>玉勝</small> 」
明	和	秋濱松町に移り住む、縣居と號せり、歌あり、 <small>「明和元年と云ふ年に濱町と云ふ所に移り給ふ、其は上田の秋成が集めし縣居集に寶曆十四年の秋濱まちと云ふ所へ家を移して、庭を野邊又畑につくりて、所もいさゝか傍なれば、名を縣居と云ひて住せめける、九月十三夜に月めでむとて、親しき人々集ひて、歌よみけるついでに詠めるとある五首の中に「こほる</small>
甲	六	ぎの鳴くや縣のわが宿に月影清し訪ふ人もがな、 <small>「縣居のちふの露原かきわけて月見に来つる都人も、と有り」</small> <small>玉</small> ○此ころ <small>今年也</small> 歌意考成、久老おく書あり、○今年正月本居宣長誓詞を送りて入門す <small>誓</small> おのれ縣居の大人の教をうけしやう、宣長縣居大人にあひ奉りしは、此里に一夜宿り給へりし折一度のみなりき、其後は唯屢々書通はし聞えてぞ、物は問ひ明らかたりける、其の度々給へりし御答への書ども、いと多く積りにたりしを、一つも散らさでいつき持たりけるを、せちに人の乞ひもとむるまゝに、一つ二つととらせけるほどに、今は残り少くなむなりぬる、さて古事記の註釋を物せん <small>の志深き事を申せし</small> によりて、其の上卷をば考へ給へる、古言をもて假字がきにし給へるをもかし給ひ、又中卷下卷は、傍の訓を改め、所々書き入なども、手づからし給へる本をも貸し給へりき、古事記傳に、師の説とて引きたるは、多く其本にある事ども也、そもく此大人、古學の道

元	八	をひらき給へる御いさをは申すも更なるを、かのさとし言にのたまへる如く、代の限り専ら萬葉に力を盡されし程に、古事記、書紀に至りては、その考、未普く深くは行きわたらず、くはしからぬ事ども多し、然れば、道を説給へる事も、こまかなる事しなれば、大むねも未ださだかにあらはれず、たゞ事のついでなどに、はしばしいさゝかづゝのたまへるのみなり、又から心を去れる事も、なほ清くは去りあへ給はで、おのづから猶其の意におつる事も稀々には残れるなり、 <small>玉勝</small> 「宣長三十あまりなりしほど、縣居大人の教をうけ給はり初めしころより、古事記の註釋を物せんとの志ありて、其の事大人にも聞えけるに、さとし給へりしやうは、われも、元より神の神典をとかむと思ふ志あるを、其は先づ、から心を清くはなれて、古の眞の意をたづね得ずはあるべからず、然るに其の古の意を得む事は、古言を得たる上ならでは能はず、古言を得む事は、萬葉をよく明らむるにこそあ
年	申	れ、さる故に、吾は先づ専ら萬葉を明らめんとする程に、既に年老いて、殘の齡今いくばくもあらざれば、神のみふみをとくまでに至る事得ざるを、いましは、年壯にて行くさき長ければ、今より忘る事なく、いそしみ學びなば、其志とぐる事あるべし、但し世中の物學ぶ輩を見るに、皆ひき、所を経ずて、まだきに高き所にのぼらんとする程に、低き所をだに得る事能はず、まして高き所は得べき様なければひがごとのみすめり、此旨を忘れず心にしめて、先づ低き所より、よくかため置きてこそ、高き所には上るべきわがなれ、我が未だ神のみふみをえとかざるは、専ら此の故ぞ、ゆめ、しなを越えて、未きに高き所をな望みそと、いと懇になむ誠めさとし給ひたりし、此御さとし言の、いと尊く覺えけるまゝに、いよく萬葉集に心をそめて深く考へ、くり返し問ひたして、古へのこゝろ詞をさとり得て見れば、まことに、世の物知り人と云ふもの、神の御ふみ説る趣は皆あらぬ漢

年三同	年二	同	
戊丙	酉	乙	
歲十七	九	十	六
<p>二月三日田安殿の命を受けて、其の五日「萬葉集竹取歌歌解」を草して奉る<small>竹取歌歌解</small> ○(八月より)「神遊考」を草しはじめて、十月成る<small>神遊考</small></p>	<p>九月 侍るまゝに、此記の歌のこと云ふついでに、かしらに書ついたり、後に改め書くべし、明和の二年のとしはつる月の事になむある、賀茂真淵<small>日本紀和歌</small> ○(此冬、往年の作なる「百人一首古説」を訂正し了りて「宇比麻奈備」と名く、<small>宇比麻奈備</small>)</p>	<p>十月 思へど、追なくて過せしを、今年の冬伊勢の神につかふまつる小田のぬし東に来て、こひ侍るまゝに、此記の歌のこと云ふついでに、かしらに書ついたり、後に改め書くべし、明和の二年のとしはつる月の事になむある、賀茂真淵<small>日本紀和歌</small> ○(此冬、往年の作なる「百人一首古説」を訂正し了りて「宇比麻奈備」と名く、<small>宇比麻奈備</small>)</p>	<p>六月 成、<small>ひまな</small> ○(十一月「久邇門致考」成、<small>久邇門致考</small>) ○(十二月「日本紀和歌略註」成る「此本は、己がいと若かりける時書寫したれば、わろかりき、其後此中の善き悪しき事云はまく思へど、追なくて過せしを、今年の冬伊勢の神につかふまつる小田のぬし東に来て、こひ侍るまゝに、此記の歌のこと云ふついでに、かしらに書ついたり、後に改め書くべし、明和の二年のとしはつる月の事になむある、賀茂真淵<small>日本紀和歌</small> ○(此冬、往年の作なる「百人一首古説」を訂正し了りて「宇比麻奈備」と名く、<small>宇比麻奈備</small>)</p>
	同	年五同	年四同
		子戊	亥丁
	七	歳二十	歳一十七
	<p>二月「語意考」成、自跋あり、宣長西村某が請により序をかく ○「山間文神代卷」刻成(「日本紀訓考卷一神代上、右訓考、明和六己丑年正月始元日竟十一日、賀茂真淵七十三齡」<small>日本紀訓考卷一</small>) ○「日本紀訓考卷二神代下、右卷二古訓考、明和六己丑正月廿七日終、賀茂真淵七十三齡」<small>日本紀訓考卷二</small> ○十月晦日身まかりぬ、(「明和六己丑年病死仕候」<small>推實筆所載</small>)「法名玄珠院真淵義龍居士」<small>闕部</small>「墓は武藏國在原郡品川驛東海寺地内少林院の山上にあり、翁東都に下られてよ</p>	<p>「祝詞考」成、自序あり、(祝詞考「明和五年夏加茂真淵七十二の齡にして此考を竟つ」<small>祝詞考刊本序にも</small>)「明和のいつとし」としたるを賀茂翁家集に收めたる序には「明和のよとし」としたり、若しは四年に一と先づ成りしを五年に訂せるか、然らずは家集なるは誤なるべし)</p>	<p>(冬「古今六帖の考」を草す<small>賀茂翁家集</small>)</p>

112763

己	
十	
<p>り、南郭先生といとしたしくむつびかはされつ、詩を先生に學ばれしに、先生は國學を翁にとはれて、互によき學びがたきにおはせしかば、先生の墓所も此寺なるちなみに、翁も、墓地を此所にしめおかれしとぞ、墓石の正面には、芳宜園<small>千</small>の書にて、賀茂縣主大人墓とあり、近來芳宜園、錦織家<small>海</small>兩氏相はかりて、年毎の九月果つる日、この墓に詣で、人々と共に歌よむ事とせられしより、年毎にまうでつ、今も其流をしたふ人々は、其日を定めてまうづる事になむ、翁の正忌十月晦日なれど、菊紅葉をかき折とて、九月晦日に御墓詣と定められしなりけり、享和元年芳宜園のあるじ、此墓側に、あらたに碑文を記し、石に彫りて建てられけり、其折、吾師<small>作</small>の、かく碑文たてられし事をよろこびてよまれし長歌あり、<small>油酒</small>「東海寺少林院碑銘縣居于志、名真淵、氏者賀茂縣主、遠津祖者、山城國愛宕郡賀茂大神乃美也都古、賀茂成助縣主也、成助乃裔、片岡乃祝奈里之、師重乃</p>	<p>女、内爾仕奉而、筑前局登云之爾、遠江國敷智郡濱松郷岡部乎賜利之乎、彼岡部爾齋比末都禮留、新宮乃神戶登奈之、永新宮乎伊都岐奉留倍伎與之、文永乃十末里一年、彼命婦乃弟師朝爾、美許登能里有之與理、則其新宮乃祝登成而、代々乎經而、政定登云之波、引馬乃原乃御軍爾從奉、伊左妻志伎業有兵、御佩乃太刀乎賜利奴、于志者、其政定與利、五繼乃孫、定信登云留我、眞子爾互會於波之計流、元祿乃十年登云爾、岡部爾互、阿禮出給比豆、享保乃十末里八年、京爾上利互、荷田宿禰東應翁乃致乎受給比、寛保乃三年、此江戸乃大城能下爾參來給比志乎、延享乃三年、田安乃殿爾米左解良禮兵、古乃道乃博士登之豆、殊爾免泥左勢給閉里伎、于志、齡老兵、寶曆乃十年、仕乎志叙伎豆、明和乃六年、病給比豆、十月晦日乃日爾奈母、七十末利三乃齡爾互、身能給氣留、豫能多末比置都留麻々爾、江戸乃南、在原郡品川乃東海寺奈留少林院乃、山上爾葬奴、抑皇國乃古學乃道、彌開爾開氣之</p>
丑	三

波、荷田翁、難波乃契沖阿開梨我、以當豆伎
 毛阿禮杆、歌乃調乎古爾引返多流波、此于志
 乎許付、始登波尊倍計禮、著給留書、種々世
 爾行波禮氏、人皆志例々婆、茲爾言波儒、千
 陰、若可里之與利、教受都流美多麻廻布由爾、
 報奉良牟登豆、人々登共爾謀豆、石夫美建留
 爾奈母有計留、伊蘇能可微、布留伎氏夫理袁、
 志流辨世之岐美、布里之與乎、志努婆牟比等
 波、志努婆謝羅免也、時者享和元年三月、橘
 千陰、文作互自書利（うけら）

こゝにせむが故に、いさゝか其の本據をあらはさんとてなり、見
 ん人其の心してよ、
 明治三十九年二月
 宮西 惟助

縣居翁の傳記はやく「賀茂翁家傳」あり又「玉璽」などにも記され
 たれど、今より見れば、誤れる漏れたるふし多く、いと多かり、然
 れば、それらなほ、然ながらに本集に掲げんもいかゞなれば、今
 は「古學小傳」に載せたる年譜をもととして、何れの書とも合は
 せ考へ、補ひし、正ししして、さてなほ疑はしきは、私案をも
 加へおきつ、譜中へを記せるもの、やがて今度増補せるもの
 にして、を記せるものは、引用せる書どもの原文のまゝを掲
 げたるなり、其の下に細註せるもの、即其の本據なり、又への中
 中に記しながらも、を記せるは、わたくしに成文せるものとあ
 りへを記せるものは、すべて古學小傳の年譜の原文なりと
 す、増補の文、考證めきて、年譜の體を得ざるに似たれど、本集
 本居全集の例にならひて、新に傳を記さず年譜を増訂して掲ぐる

縣居門人錄

當時所有門人也 凡入門次第を以て記す

「元文三年四月」

△今中絶但疎意と云には上野御藏屋別
 △あらず此類△印を付く當

- 松平對馬守殿内 小野 豐 八豊後うす
- 長谷川 謙 益古道
- 定月 和 尙今増正
- 伴 梁 院守平
- △ 戸田大學殿内 圓山 兵右衛門
- 牧野するが殿内 今泉 八郎兵衛死
- 御奥醫師 津 輕 良 策あた
- 長田は、 米倉采女 殿長昌
- 遠江濱松 杉浦阿波守 國滿
- 同 森 備 前守
- 小田原代官町 飯田 彌一兵衛
- 同家中 養 安下にも出
- 小笠原家 佐々 少 進豐前小
- 「寛保二壬戌年」 今庄 貞右衛門（目下部）
- 加藤 枝 直
- 「延享元年三月三日」 同 又左衛門千陰（九歳）

縣居門人錄

- △ 深川 横田 榮 樹水世
- 深川 相川 長左衛門 死
- 源 正 覺 寺快玄
- 源 十 郎 死
- 小島 仲 英文雄新次郎事
- 青木 松 珀翠行
- 大原 四郎兵衛 秀信
- 黒岩 助左衛門
- 野田 帶 刀八十市、五、
- 村田 仙右衛門 春道（右）
- 油谷 四良右衛門
- 高村 如水
- 村田 長 庵
- 伊藤 伊右衛門
- 「藤原河津宇万伎」
- △ 谷 丹 内眞湖
- 鹿島 叶
- 伊藤 文 泊
- 波邊 源 五郎
- 岡部 大 民三平事御教

△ 「延享三年八月」
 △ 「寶曆十三年九月日」

- 小笠原家
- 弓町名主
- 今江神奈川住

縣居門人錄

駿河國清水 石野甚右衛門	寶曆十年十一月晦日 「鈴木專次」藤原
松平伊豆守殿内 口口新六郎	「源 霍滿」
寶曆六年十月朔日 福島長民 <small>「久須志藤原福雄」</small>	春 龍 <small>「囉囉上人」</small>
島村秋扇	山室東元
村田治兵衛	内山彌兵衛 <small>「藤原麻多郡」</small>
野間甚四郎	内海養安
坂 大 <small>「村田即休」</small>	松井新助 <small>「源百見」</small>
畑屋理兵衛 <small>「旅まる」</small>	建 涼 <small>「綾足」</small>
龍 元次郎 <small>「世に人物」</small>	平賀源内
中村壽庵 <small>「まろし」</small>	本居舜庵 <small>「宜長」</small>
海津可夕 <small>「たけなす」</small>	「福島幸八」兼當
「松平内藏」源乘口	近藤宇左衛門
千足理兵衛 <small>「眞言」</small>	霜邨彦兵衛 <small>「長盈」</small>
北島藤四郎	原 補三郎
山岡左次右衛門 <small>「大伴宿禰後明」</small>	小田主殿
冬木小平治	「服邸安五郎」藤原高保
伊藤 勲 <small>「負清緒」</small>	度會 正恭 <small>「久老」</small>
柑取青藍	細野彦兵衛 <small>「庸常」</small>
石川清六	蘭 齋松珀演言
近藤五良兵衛 <small>「五百種」</small>	
寶曆十庚辰年五月 淺草	
寶曆九年正月	
寶曆八年三月朔日	
寶曆九年春二月	
寶曆十庚辰年五月 淺草	

増上寺家主 今京一條清淨院住持	同御年寄	峯	尾此二人は専修院よりい
同會下	同若年寄	片 宿	田ふ
牧野駿河守殿御隠居	一ツ橋若年寄	小 野	方是は今は親方負までいふ
明仙院殿 <small>「子」</small>	藤井貞三母	山 菅	川今はさつまつ御守殿に仕
紅 子	栃木土佐守殿内福宮與庵妻	市 女	
榮 子	辨慶橋に居右山菅の女	口 女	
久 米 子	田安大塚大助妻	よ の 子	
清 瀨	加賀殿内	辦 子	
外 山	遠江藤備前守妻	環 子	
常 女	櫻田大膳大夫殿	禮 子	
智 元 尼	眞田伊豆守殿麻布南部やしき	ふ み	
八 重 の 方 <small>「今清信院殿といふ」</small>		ら ん	
菅 女		さ ん	
葛 子		き え	
千 代 子 <small>「近改」</small>		と き	
茂 子		三 保	
北島玄川妻 <small>「せい女」</small>			
内藤備後守殿内宇大夫妻			
崎			
田安			
專修院 尼 <small>「今は松平出羽守殿赤坂やしき居」</small>			
「明和二年」			
是はあまたこの下村尾權左衛門紀伊御まで清狀頼み道ほけ今他人殿年寄の通踏ならぬ初わりてなり			

縣居門人錄

是れは、
「明和二年」
是はあまたこの下村尾權左衛門紀伊御まで清狀頼み道ほけ今他人殿年寄の通踏ならぬ初わりてなり

眞田伊豆守殿妹 ぶ ち 子
 土井大炊頭殿家 老新左衛門妻 か ち め
 △以下はきとしたる門弟 京稻荷 羽倉攝津守
 △なられど同様懸念なり 大事ある時は皆ぐべし 伏野駿河守殿内 小林海鷗
 一ツ橋御殿 み か
 土屋殿内 陶山專次
 大久保いかの衆 安 五 郎 今絶
 「明和四年八月十四日」 「山本宗八郎」兼忠
 「明和四年十月十五日」 「淺井好二」物部
 「明和四年」 「三河國八名郡賀茂村大伴社禰宜」 「藤原梁守」

(校訂者云、「縣居門人錄」は賀茂翁の自筆せられたるものなれども、遺漏頗る多し、今「縣居誓詞」を參考して、誓詞に明かなる限りを補ひ、「し」を付して其のしるしとせり、原文讀みがたきものは□を付して缺字にしたがひ、校訂者の私案は()の中に收めたり、)

附 縣居誓詞

『縣居翁東都へ來られて門人あまたありけるが、入門のをり、鳥計非言といふものをか、せしめられき、そは、今も世にすなる入門の誓詞なり、其文は、

賀茂宇志迺教賜倍甚、
 皇御國廻上代乃道遠、己痛願斯奴倍里、故、名簿平
 進眞世豆、其道爾 赴 比奴、伊摩山後、教賜敝曾言、
 遠爾遠里氏、許流時爾之毛有受波、安駄志人爾私言
 勢白、且、宇志爾對比氏、爲耶無久異之伎心遠思波白、
 都氏此鳥計非爾遠波婆、言麻久毛恐伎、天津神國津神
 多知、知志食奈毛、穴畏、

年號月日 通稱 姓 名花押
 賀茂縣主大人爾上

此文を、入門のをり人々に自筆にてか、せられしが、岡部の家にも残りつたはれるを、先年翁の孫 通稱平 今 の家あるじにこひて、おのが家に襲藏す、元文三年 通稱平 四 年より、明和四年 通稱平 七 年十二歳にて、まで、二十七人のを得たり、此外にもいと多かりけんを、散り失せて、わづかに残れるかぎりなり、此中に小野古道 通稱長谷川謙益、家集一

り、目下郡高豊、通稱今藏貞右衛門、家集一 橋千陰、九歳のなりといはれ、藤原宇萬伎、通稱河津五郎大夫、家集靜會集、先年 大伴俊明、柳營侍臣、俗稱山岡左次右衛門、後刺源綾足、建源節、若書數傳、平宣長、通稱本 居舞卷、度會正恭、後改入老、通稱宇治五十槻、などの高名の輩入りたり、一治泊 筆話

賀茂真淵全集總目錄

第一集

續萬葉論	自五九四
首卷(序)	一一
卷一(春上)	二八
卷二(春下)	九一
卷三(夏)	一一五
卷四(秋上)	一二七
卷五(秋下)	一五九
卷六(冬)	一八五
卷七(賀)	一九七
卷八(離別)	二〇八
卷九(羈旅)	二二七
卷十(物名)	二四五
卷十一(戀一)	二七〇
卷十二(戀二)	三〇一
卷十三(戀三)	三一九

卷十四(戀四)	三四四
卷十五(戀五)	三八一
卷十六(哀傷)	四〇八
卷十七(雜上)	四二〇
卷十八(雜下)	四六二
卷十九(雜體)	五〇二
卷二十(大歌所)	五六四
續萬葉集祕說	自五九五
卷一(序)	至八三四
卷二(春上)	五九五
卷三(春下)	六二五
卷四(夏)	六四五
卷五(秋上)	六五八
卷六(秋下)	六六四
卷七(冬)	六七六
卷八(賀)	六八五
卷九(離別)	六八八
卷十(羈旅)	六九三
卷十一(物名)	七〇一
卷十二(戀一)	七〇七
卷十三(戀二)	七一五

卷十三(戀二)	七二七
卷十四(戀三)	七三七
卷十五(戀四)	七四九
卷十六(戀五)	七六一
卷十七(哀傷)	七七三
卷十八(雜上)	七八〇
卷十九(雜下)	七九五
卷二十(雜體)	八〇四
卷廿一(大歌所)	八二二
古今集序表考	自八三三
序表考	至八六三
別考	八三五
古今和歌集打聽	八五二
首卷(序)	自八六六
卷一(春上)	至一〇四四
卷二(春下)	八六四
卷三(夏)	八九五
卷四(秋上)	九一六
卷五(秋下)	九三五
卷六(冬)	九四三
卷六(冬)	九六四
卷六(冬)	九八二

卷七(賀)	九八九
卷八(離別)	九九八
卷九(羈旅)	一〇一二
卷十(物名)	一〇二二
卷十一(戀一)	一〇三二
卷十二(戀二)	一〇三八
卷十三(戀三)	一〇五三
卷十四(戀四)	一〇六五
卷十五(戀五)	一〇七七
卷十六(哀傷)	〇九二
卷十七(雜上)	一〇九二
卷十八(雜下)	一一〇六
卷十九(雜體)	一一一六
卷二十(大歌所)	一一三五
三代集總說	自一一五三
序	至一二〇五
古今集附傳授の説	一二〇五
三鳥	一二〇六
三草	一二〇七
三木	一二〇八
三木	一二〇九

後撰和歌集說……………一二一〇
拾遺和歌集說……………一二一一

第二集

冠辭考

自一二一
至四二四

序文……………	一二三
目次……………	二一九
卷一(阿部)……………	二二六
卷二(伊部)……………	二五二
(宇部)……………	二六七
(袁部)……………	二七八
卷三(加部)……………	二八〇
(久部)……………	二八四
(古部)……………	二八七
卷四(佐部)……………	二九六
(志部)……………	三〇四
(須部)……………	三一七
(曾部)……………	三一七
卷五(多部)……………	三一八

卷六(知部)……………一三三六

 (都部)……………一三三九

 (登部)……………一三四五

卷七(奈部)……………一三五五

 (爾部)……………一三五六

 (奴部)……………一三六〇

卷八(波部)……………一三六四

 (比部)……………一三七一

 (布部)……………一三七四

 (保部)……………一三七六

卷九(麻部)……………一三七七

 (美部)……………一三八六

 (武部)……………一三九四

 (毛部)……………一三九五

卷十(也部)……………一四〇三

 (由部)……………一四〇七

 (和部)……………一四〇九

 (爲部)……………一四一三

 (於部)……………一四一三

續冠辭考(服部高保著)……………自四二五至四八六

目次……………一四二五

上卷(阿部)……………一四二九

 (伊部)……………一四三七

 (宇部)……………一四三八

 (袁部)……………一四三九

 (加部)……………一四三九

 (幾部)……………一四四一

 (久部)……………一四四二

 (古部)……………一四四三

 (佐部)……………一四四四

 (志部)……………一四四七

下卷(須部)……………一四五〇

 (世部)……………一四五一

 (多部)……………一四五一

 (知部)……………一四五六

 (都部)……………一四五六

 (巨部)……………一四五七

 (止部)……………一四五七

 (奈部)……………一四五八

 (波部)……………一五五八

(比部)……………一四六二

(不部)……………一四六三

(保部)……………一四六三

(末部)……………一四六四

(美部)……………一四六四

(毛部)……………一四六六

(也部)……………一四六六

(由部)……………一四六八

(和部)……………一四七〇

(於部)……………一四七〇

別記(阿部)……………一四七二

(伊部)……………一四七五

(宇部)……………一四七六

(加部)……………一四七六

(幾部)……………一四七七

(久部)……………一四七七

(古部)……………一四七七

(志部)……………一四七八

(須部)……………一四七九

(曾部)……………一四七九

(多部)	四七九	古部	四九四
(登部)	四八〇	佐部	四九五
(奈部)	四八〇	志部	四九六
(爾部)	四八一	須部	四九六
(波部)	四八一	曾部	四九六
(布部)	四八二	多部	四九七
(麻部)	四八三	都部	四九八
(美部)	四八四	登部	四九八
(武部)	四八五	波部	四九九
(毛部)	四八五	比部	四九九
(和部)	四八六	保部	四九九
(於部)	四八六	麻部	五〇〇
續冠辭考(掛取魚彦著)	自一四八七至一五〇二	美部	五〇〇
序	四八七	武部	五〇一
目次	四八八	毛部	五〇一
阿部	四九〇	也部	五〇二
伊部	四九二	由部	五〇二
宇部	四九二	和部	五〇二
加部	四九三	於部	五〇二
久部	四九三	冠辭考續貂(上田秋成著)	自一六一至一六〇三

序文	五〇三	(奈部)	五七八
目次	五〇七	(仁部)	五八二
卷一(阿部)	五一四	(奴部)	五八三
卷二(伊部)	五二八	(禰部)	五八四
(字部)	五三五	(能部)	五八四
(於部)	五三九	卷六(波部)	五八五
卷三(加部)	五四六	(比部)	五八九
(幾部)	五五二	(不部)	五九一
(久部)	五五三	(保部)	五九三
(古部)	五五五	(麻部)	五九三
卷四(佐部)	五五七	(美部)	五九五
(志部)	五六〇	(武部)	六〇〇
(須部)	五六七	(毛部)	六〇〇
(世部)	五六九	卷七(也部)	六〇二
(曾部)	五六九	(由部)	六〇四
卷五(多部)	五七〇	(與部)	六〇八
(知部)	五七四	(和部)	六〇九
(都部)	五七五	(爲部)	六一一
(豆部)	五七七	(遠部)	六一一
(登部)	五七七	延喜式祝詞解	自一七〇至一七〇八

序	一六三	序	一七〇九
卷一	一六一六	上卷	一七〇九
(祈年祭)	一六一七	(祈年祭)	一七一三
(春日祭)	一六三二	(春日祭)	一七二五
(廣瀨大忌祭)	一六三四	(廣瀨大忌祭)	一七三九
(龍田風神祭)	一六三八	(龍田風神祭)	一七四三
(平野祭)	一六四三	(平野祭)	一七四八
(久度古開)	一六四四	(久度古開)	一七五二
(六月月次)	一六四六	(六月月次祭)	一七五三
(大殿祭)	一六四六	中卷(大殿祭)	一七五四
(御門祭)	一六五四		
卷三(六月晦日大祓)	一六五六		
(東文忌寸部献「横刀」時呪)	一六七三		
卷四(鎮火祭)	一六七四		
(道饗祭)	一六七六		
(大嘗祭)	一六七八		
(鎮御魂齋戸祭)	一六八〇		
(伊勢大神宮二月新年 六月十二月々々次祭)	一六八二		
(豐受宮同)	一六八三		
(四月神衣祭)	一六八三		

(御門祭)	一七六五	上卷(神代上)	一八四二
(六月晦大祓)	一七六六	(神代下)	一八四五
(東文忌寸部献「横刀」時呪)	一七八八	(神日本磐余彦天皇神武)	一八五一
下卷(道饗祭)	一七八九	(御間城入彦五十瓊殖天皇崇神)	一八六一
(鎮火祭)	一七九二	(大足彦忍代別天皇景行)	一八六五
(大嘗祭)	一七九七	中卷(氣長足姬尊神功)	一八七三
(御鎮魂齋戸祭)	一七九九	(譽田天皇應神)	一八八〇
(伊勢大神宮二月新年 六月十二月々々次祭)	一八〇三	(大鷲鷲天皇仁德)	一八八九
(豐受宮同)	一八〇四	(去來穗別天皇履仲)	一九一〇
(四月神衣祭)	一八〇七	下卷(雄朝津間稚子宿禰天皇允恭)	一九一一
(六月月次祭)	一八〇八	(大泊瀨幼武天皇雄略)	一九一四
(九月神嘗祭)	一八一	(弘計天皇顯宗)	一九二〇
(豐受宮同祭)	一八二二	(小泊瀨稚鷲天皇武烈)	一九二二
(同神嘗祭)	一八二二	(男大迹天皇繼體)	一九二五
(奉入齋内親王「時詞」)	一八二三	(天國排開廣庭天皇欽明)	一九二七
(遷奉大神宮「祝詞」)	一八二五	(豐御食炊屋姫天皇推古)	一九二七
(遷却祟神「祭詞」)	一八一六	(息長足日廣額天皇舒明)	一九二八
(遣唐使「時奉幣」)	一八一九	(天豐財重日足姬天皇皇極)	一九二九
(出雲國造神賀詞)	一八二一	(天萬豐日天皇孝德)	一九三一
日本紀和歌略註	一八四二		

(務明天皇)	九三三
(天命開別天皇天智)	九三三
古事記和歌略註	九三五
神代	九三五
神武天皇	九三八
景行天皇	九三九
應神天皇	九四一
仁德天皇	九四二
履仲天皇	九四四
允恭天皇	九四四
雄略天皇	九四六
清寧天皇	九四九
神樂歌考	九五一
目次	九五一
神樂	九五二
採物歌	九五二
大前張	九五九
小前張	九六一
早歌	九六四
星	九六五

催馬樂考	自一九六九
目次	一九六九
律	九七〇
呂	九七七
神遊考	自一九八七
目次	一九八七
風俗歌考	自二〇〇五
目次	二〇〇五
歌體約言	自二〇〇六
國歌論臆說	自二〇〇七
歌の源の論	二〇六一
歌をもてあそぶの論	二〇六二
詞をえらむの論	二〇六四
詞をさくらの論	二〇六六
あやまちをたやすの論	二〇六七
大宮人の歌をほしむる論	二〇六七
歌を學ぶの論	二〇六八
歌の道盛なる世とすたれたる世を辨ふるの論	二〇六九
新しき物の名を歌によむ論	二〇六九
歌をたしなむの論	二〇六九

第三集

再奉答金吾君	至自二〇〇七
にひまなび	至自二〇〇八
歌意考	至自二〇〇九
語意考	至自二〇一〇
文意考	至自二〇一一
書意考	至自二〇一二
萬葉考(明細目は巻首に附したり)	至自二〇一三
卷一(雜歌)	二二二
卷二(相聞)	二二七
卷三(挽歌)	二二九
卷四(挽歌)	二二九
卷五(挽歌)	二二九
卷六(挽歌)	二二九
卷七(挽歌)	二二九
卷八(挽歌)	二二九
卷九(挽歌)	二二九
卷十(挽歌)	二二九
卷十一(挽歌)	二二九
卷十二(挽歌)	二二九
卷十三(挽歌)	二二九
卷十四(挽歌)	二二九
卷十五(挽歌)	二二九
卷十六(挽歌)	二二九
卷十七(挽歌)	二二九
卷十八(挽歌)	二二九
卷十九(挽歌)	二二九
卷二十(挽歌)	二二九

(旋頭歌)	二四六〇
(譬喩歌)	二四六一
(春相聞)	二四六一
(問答)	二四六六
(夏雜歌)	二四六八
(問答)	二四七三
(譬喩歌)	二四七三
(夏相聞)	二四七四
(秋雜歌)	二四七五
(秋相聞)	二五〇六
(問答)	二五一一
(譬喩歌)	二五一四
(旋頭歌)	二五一四
(冬雜歌)	二五一四
(冬相聞)	二五二七
卷八(流布本)(雜歌)	二五二〇
(芳野作歌)	二五二八
(山背作歌)	二五二九
(攝津作歌)	二五三〇
(羈旅作歌)	二五三三

(問答)	二五四四
(臨時歌)	二五四五
(旋頭歌)	二五四七
(就所發思歌)	二五四七
(寄物發思)	二五四七
(行路歌)	二五四七
(旋頭歌)	二五四八
(譬喻歌)	二五五一
(旋頭歌)	二五六六
(挽歌)	二五六七
(羈旅歌)	二五六九
卷九 <small>流布本</small> (雜歌)	二五七〇
卷十 <small>流布本</small> (雜歌)	二六〇三
(相聞)	二六二五
(挽歌)	二六三一
卷十一 <small>流布本</small>	二六三八
卷十二 <small>流布本</small> (春雜歌)	二六六九
(春相聞)	二六七四
(夏雜歌)	二六七八
(夏相聞)	二六八二

(秋雜歌)	二六八三
(秋相聞)	二六九四
(冬雜歌)	二七〇一
(冬相聞)	二七〇三
卷十三 <small>流布本</small> (相聞)	二七〇五
卷十四 <small>流布本</small> (雜歌)	二七五一
(譬喻歌)	二八〇一
(挽歌)	二八〇八
卷十五 <small>流布本</small> (雜歌)	二八三一
卷十六 (有由緣并雜歌)	二八六七
卷十七	二九〇一
卷十八	二九三五
卷十九	二九六二
卷二十	二九九八
萬葉考別記	自三〇一五至三〇一八
標目	三〇五三
卷一	三〇五五
卷二	三〇八四
卷三	三〇九八
卷四	三一〇八

卷五	二一一二
卷六	三一一五
柿本朝臣人麿歌集之歌考	自三一四六至三一四九
序	三一一九
旋頭歌	三二二〇
正述心緒	三二二四
寄物陳思	三二三〇
問答	三二四一
正述心緒	三二四三
寄物陳思	三二四三

第四集

萬葉集遠江歌考	自三一四七至三一五九
萬葉集竹取翁歌解	自三一六〇至三一六七
萬葉集新採百首解	自三一六八至三一七六
卷之上(春)	三一六九
(夏)	三一七六
(秋)	三一七八
(冬)	三一八三

(相聞)	三一八四
卷之中(羈旅)	三一九五
卷之下(遊覽)	三二一三
(古京)	三二二〇
(皇居)	三二二三
(雜事)	三二二四
(宴會)	三二三〇
(賀)	三二三二
(附記)	三二三三
萬葉問目	自三二三七至三二四九
第一卷	三二三七
第二卷	三二三九
第三卷	三二四二
第四卷	三二四五
萬葉再問	自三二五〇至三二五五
第一卷	三二五〇
第二卷	三二五二
第三卷	三二五二
第四卷	三二五五
萬葉集卷八疑條	自三二五六至三二六三

萬葉集卷九疑條	至三二六〇
萬葉集卷十二疑條	至三二七〇
萬葉集卷十三疑條	至三二八〇
萬葉集卷十四疑條奉問	至三二九〇
萬葉解	至三三〇〇
序	三三〇五
通釋并釋例	三三〇七
宇比麻奈備	至三三二一
序	三三二二
上卷	三三二三
中卷	三三六五
下卷	三四〇四
跋	三四三四
伊勢物語古意	至三四三五
序	三四三五
總論	三四三六
卷一	三四四四
卷二	三四八五
卷三	三五一七
卷四	三五五〇
卷五	三五八三
卷六	三六一四
よしやあしや(上田秋成著)	至三六四四
大和物語直解	至三六七三
凡例	三六六五
上卷	三六六九
中卷	三七〇七
下卷	三七四四
日本紀訓考	至三七七六
卷一(神代上)	三七七四
卷二(神代下)	三八一五
卷三(神武天皇)	三八五三
卷四(綏靖天皇)	三八七三
(安寧天皇)	三八七五
(懿德天皇)	三八七六
(孝昭天皇)	三八七七
(孝安天皇)	三八七八
(孝靈天皇)	三八七九
(孝元天皇)	三八八〇
(開化天皇)	三八八二

卷 五(崇神天皇)	三八八三
久邇門致考	至三八九七
上古男女鬻辯	至三九〇〇
古冠考附直冠考	至三九〇三
古器考	至三九一七
かさねのいろあひ	至三九三九
春	三九三九
夏	三九四一
秋	三九四二
冬	三九四四
國意考	至三九四六
三部假名鈔言釋	至三九四九
序	三九六〇
歸命本願抄言釋 上	三九六三
同 中	三九七三
同 下	三九八〇
西婆抄言釋 上	三九八四
同 下	三九九〇
父子相迎言釋 上	三九九四
同 下	四〇〇五
縣居雜錄	至四〇〇七
縣居問答書	至四〇〇八
雜問答考	至四〇一〇
龍のきみへ問ひ答へ	至四〇一三
老木の花	至四〇一四
縣居すさみぐさ	至四〇一六
賀茂翁遺草	至四〇一八
かりの行きかひ	至四〇二〇
縣居書簡	至四〇二一
賀茂翁家集(明細標目は第四集 卷首に附したり)	至四〇二二
序	四〇二二
卷之一(短歌)	四〇二二
卷之二(短歌、長歌、旋頭歌)	四〇二四
卷之三(雜文)	四〇二五
卷之四(雜文二)	四〇二八
卷之五(紀行)	四〇三三
賀茂翁家集拾遺	至四〇三六
おほよそ	四〇三八
短歌	四〇三九
長歌	四〇五一

雜文

賀茂の水川	四三二
荷田在滿家歌合	四三九
さき草	四三九
うめあはせ	四四〇

第五集

源氏物語新釋總考	四四一
源氏物語新釋例	四四二
源氏物語新釋	四四二
桐壺	四四二
箒木	四四七
空蟬	四五四
夕顔	四五五
若紫	四五六
末摘花	四九九
紅葉賀	四六二
紅葉賀	四六六
花宴	四六九
あふひ	四七〇
さか木	四七三
花ちる里	四七八
須磨	四七九
明石	四八四
落標	四八四
蓬生	四八六
關屋	四八七
繪合	四八八
松風	四九〇
薄雲	四九一
楳	四九三
幼女	四九四
玉鬘	四九八
初音	五〇一
胡蝶	五〇三
螢	五〇五
常夏	五〇七
篝火	五〇八
野分	五〇九
みゆき	五一〇
東屋	五五七
浮舟	五六〇
蜻蛉	五六四
手習	五六八
夢のうきはし	五六九

藤袴	五二二
真木柱	五三三
梅枝	五三四
藤裏葉	五三七
若菜上	五三八
若菜下	五三九
柏木	五三〇
横笛	五三三
鈴虫	五三三
夕霧	五三四
御法	五三七
幻	五三八
匂宮	五三九
紅梅	五四〇
竹川	五四一
橋びめ	五四三
椎本	五四六
總角	五四八
早蕨	五五〇
やどり木	五五二

賀茂真淵全集總目錄終	五五二
------------	-----

賀茂真淵全集例言

一 縣居翁の著書は無慮八十餘種の多きにのぼれども、其の刊行せられたるものは極めて少く、多くは寫本を以て傳へられたるものなるに、其さへ今は散逸せるもの多し、本集の編纂にあたりては、蒐集の苦心一方ならざりき。然るに、幸にして徳川伯爵家、及井上頼國翁、黒川真頼翁、木村正辭翁、萩野山之氏、大槻如電氏、松井簡治氏、高山健氏等の、この舉を翼賛せらるゝあり、各其の文庫をひらきて、編輯校訂に便益を與へられ、いさゝか全集の名にそむかざるを得たり、茲に特記して諸家の好意を謝す、

一 原本の取捨校訂等の概要は、之を毎集其の卷首に掲げたれども、今これを茲に一括していはんに、『續萬葉論』は本院の藏本を本とし、井上頼國翁藏本、萩野山之氏藏本、高山健氏藏本、續萬葉論、及井上本『古今生弓抄』等を對校したり、

『續萬葉集秘説』『古今序表考』『三代集總説』『延喜式祝詞解』『日本紀和歌略註』『古事記和歌略註』『神遊考』『風俗歌考』『國歌論臆説』『再奉答』『書意考』『萬葉考』卷七、廿

『大和物語直解』『日本紀訓考』『久邇門致考』『上古男女鬚辨』『古冠考』『古器考』『縣居問答書』『老木の花』『縣居雜錄』等、皆井上翁藏本により、まゝ、黒川真頼翁藏本、大槻如電氏藏本等を對校せり、

『萬葉解』は、木村正辭翁所藏真淵翁自筆本をとれり、『神樂歌考』『催馬樂考』は、大槻如電氏藏本によれり、『龍の君問答』『賀茂翁遺草』『賀茂の川水』等は黒川真頼翁藏本公家本、内府本によれり、

『源氏物語新釋』は、松井簡治氏藏本を本とし、徳川家所藏真淵翁自筆本を影寫せるものによりて校訂し、更に、井上頼國翁所藏、真淵翁門人等の聞書を加へたるものによりて増補せり、本書は、もと湖月抄の説を取りもし削りもして、更に翁の説を加へられたるものなれば、湖月抄の文を然ながら用ゐられたる箇所も多し、源氏物語の本文は、然まで要なければ省けり、

『古今和歌集打聽』『冠辭考』『祝詞考』『新まなび』『歌意考』『語意考』『文意考』『萬葉考』卷一より『同別記』『三部假名鈔言釋』『かさねのいろあひ』『國意考』『雜問答考』『賀茂翁家集』『初學』『伊勢物語古意』等皆流布版本をとれり、

一 根取魚彦、服部高保等の『續冠辭考』上田秋成の『冠辭考』類聚同人の『よしやあしや』等翁の門人の手に成り、翁の著述と關聯せるものは、因に收録したり、

一 『荷田在滿家歌合』『さき草』『うめあはせ』等翁の著作にはあらねど、翁の歌文の散見せるものも、取りて集末に載録したり、

一 『百人一首古説』は、後訂正して『初學』と改められたるものなれば、『初學』のみを取りて、『古説』を省けり、

一 『八論餘言拾遺』は、『國歌論臆説』の草稿なれば同じく省けり、

一 萩野山之氏藏本に『いにしへふり』一卷あり、こは全く『にひまなび』と同書なりけり、

一 『答問遺章』は『たつの君問答』の後半と異ならざれば省けり、たつのせみみとるまゝとて、トコヲ語録せしむ

一 『布留可波の邊』は、『縣居の歌集』と重複するを以て省けり、

一 『縣居の歌集』は、『賀茂翁家集』にもれたるをのみ『家集』に補ひて、重複せるは省けり、

一 『校本金槐集』『校本令義解』など、校訂せられたるのみなるは省きたれど、主要なるものは、大むね遺漏なしと信ず、

一 『萬葉考』の序を『賀茂翁家集』卷之三雜文二に譲りて、考の首に載せざりしは、後に思へば、却りて不便なりき、こは、再版の時改むべし、見ん人其の心してよ、

一 原本の頭註は【】を附して、本文に挿み、校訂者の私案は（）を附して行側に註したり、

一 校本中後人の書入ながら、取るべきものは、同じく【】を附して本文中便宜の所に挿入したり、但し、原本の頭註とまきれざらんが爲に、一々筆者名を記入したり

一 『濱臣云』『諸成云』の類これなり、

一本集の校訂は、初め、稻村真里、森下松衛、春田宣徳の三氏擔當せられ、中ごろ、稻村氏にかはりて植木直一郎氏入り、後には植木、森下の兩氏専ら擔任せられ、本集發行の功を完うすることを得たり、

明治三十九年二月

國學院編輯部にて

宮西惟助識

附 録

賀茂翁家集板本正誤

村 田 春 海

さきに此集五巻を板に彫りたる時いまだ校正終らざるほどにあやまりてすり出したる本世に多くあり此頃其板を改め正しぬれば其はじめ誤れるまゝの本を持たる人の爲にかくは物しつるなり(校訂者云本集に收めたる賀茂翁家集舊板本によりしを以て亦此の誤を襲へるを後に至りて心付きぬ依りて本書を附録として正誤表に代ふ頭書せるは舊板本の丁數にして下に()を付したるもの本集の頁數なり)

卷 一

- 一丁ノガ あしをも をヲほと改ムベシ (四千二百二十一頁上段四行)
- 四行ノガ あしをも をヲほと改ムベシ (四千二百二十一頁上段四行)
- 十五丁ノ まらう人 人ヲとト改ムベシ (四千二百三十一頁上段十二行)
- 二十五丁ノ よせてこそ こそヲしもト改ムベシ (四千二百三十四頁下段十一行)

卷 二

- 八丁ノウツ十一行ヨリ 古今集に白かねにて云々 させるのり云々 (四千二百四十六頁上段一行ヨリ六行ニイタル)
 - 九丁ノオニ行ニ至ル 古今集に白かねにて云々 させるのり云々 (四千二百四十六頁上段一行ヨリ六行ニイタル)
- 古今集に白かねにて杖を作りたるよしあるにのみよりもはら白かねをもて作り或は竹の形に葉をそへても作り又鳩を横木のかはりにやがてそれをにぎりてつくやうにつくる事もあれど皆時にとりたるすさびにてさせるのり云々
- 古今集ヨリさせるのりマデノ文如此改ムベシ

卷 三

- 十四丁ノ かの人作ひてし かの人々つくりト改ムベシ (四千二百六十七頁下段三行)
- 十九丁ノ かたらに らヲげニ改ムベシ (四千二百七十一頁下段二行)
- 同ウツノ 思はへわき へヲえト改ムベシ (同頁同段十五行)
- 二十五丁ノ さわる わノ下たヲ補フベシ (四千二百七十五頁下段十四行但コハ改メオキツ)
- 二十六丁ノ はじめなる はしだてなるト改ムベシ (四千二百八十四頁下段三行)
- 同十一行人かも 人ヲともしきト改ムベシ真蹟にキトアルハ之ノ草ナリ (同頁同段八行)

卷 四

- 九丁ノ たまほふ ほヲほと改ムベシ (四千二百九十頁下段十一行)
- 十三丁ノ をらび をヲおト改ムベシ (四千二百九十二頁下段九行)
- 十四丁ノ おほと ほヲふト改ムベシ (四千二百九十四頁上段一行)
- 二十四丁ノ へにし へヲえト改ムベシ (四千三百一頁上段六行)
- 二十七丁ノ とふき とヲたト改ムベシ下とヲ補フベシ (四千三百二頁下段十八行)
- 三十三丁ノ おそれみおそれみ かしこみかしこみト改ムベシ (四千三百七頁上段十行)
- 三十四丁ノ おそれみおそれみ かしこみかしこみト改ムベシ (同頁下段五行)
- 同三行 おそれみおそれみ かしこみかしこみト改ムベシ (同頁同段七行)
- 三十六丁ノ おそれみおそれみ かしこみかしこみト改ムベシ (四千三百八頁下段四行)
- 同六丁 恐みおそれみ おそれヲかしこト改ムベシ (同頁同段八行)
- 同ウツ行 直好 直ヲ貞ト改ムベシ (同頁同段十六行)
- 同三行 恐みおそれみ おそれヲかしこト改ムベシ (同頁同段十八行)

同五行 恐みおそれみ おそれヲかしこト改ムベシ (同二十行)
 三十七丁 恐みおそれみ おそれヲかしこト改ムベシ (四千三百九頁上段十一行)
 三十八丁 恐みおそれみ おそれヲかしこト改ムベシ (同下段十八行)
 同ウ四行 おそれみかしこみ おそれヲかしこト改ムベシかしこみノ下てヲ補フベシ(四千三百十頁上段十三行)
 同ウ七行 つくらひ らひヲリト改ムベシ (同頁同段十七行)
 四十八丁 かりはた りヲむト改ムベシ (四千三百十一頁下段一行)
 四十九丁 なるること りヲ一ツ削ルベシ (四千三百十二頁上段十八行)
 卷五
 三十一丁 宇治物語 物語ヲ拾遺ト改ムベシ (四千三百十四頁下段十行)
 同ウ五行 せみまろとのみは はノ上ヤヲ補フベシ (同頁同段十九行)
 三十二丁 とはり張 張ヲ帳ト改ムベシ (四千三百二十頁下段十四行)
 三十三丁 とはざりける るヲリト改ムベシ (四千三百二十六頁上段四行)
 三十四丁 わたりににも に一ツヲ削ルベシ (四千三百二十九頁下段九行但コハ改メオキツ)
 三十五丁 ねむたかり むヲふト改ムベシ (四千三百三十二頁上段七行)
 三十六丁 鳥がね カヲのト改ムベシ (四千三百三十二頁下段八行)
 三十七丁 おぼへぬ ハヲえト改ムベシ (四千三百三十五頁下段八行但コモ改メオキツ)
 文化五年六月校
 賀茂翁家集 卷五十五
 右近刻
 同拾遺一卷
 織錦齋

賀茂翁家集板本正誤終

明治三十九年四月五日印刷
 明治三十九年四月十二日發行

(賀茂眞淵全集首卷)

編輯者 國學院編輯部

校訂者 賀茂百樹

合資 吉川弘文館代表者

發行者 吉川半七

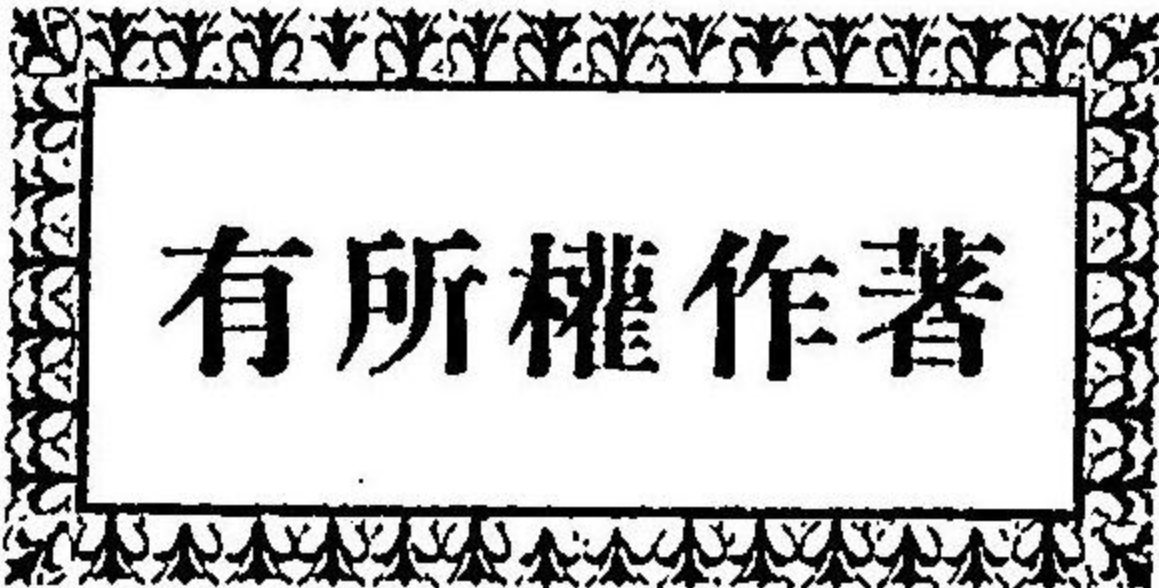
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

印刷者 本間季男

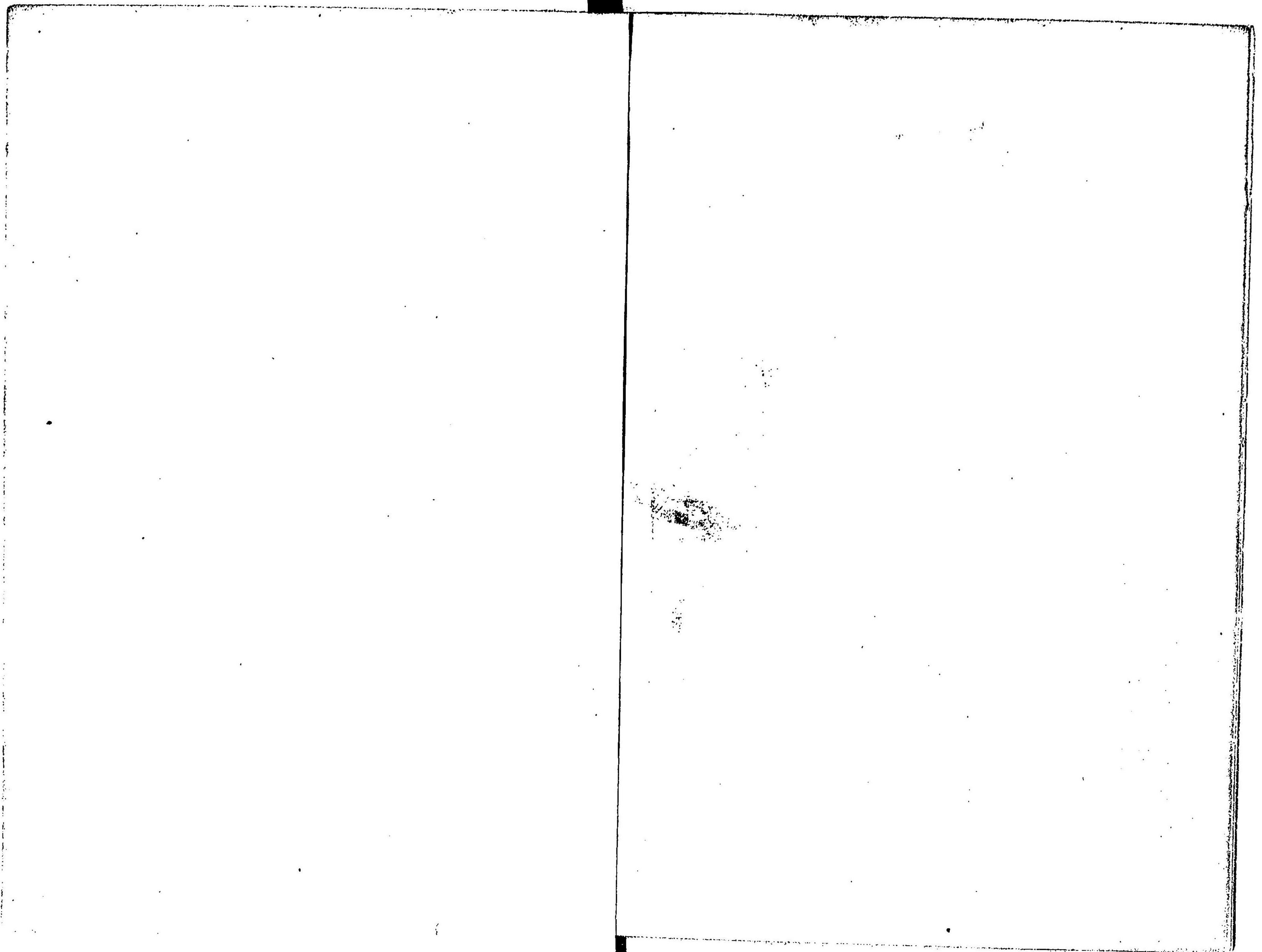
東京市京橋區新築町五丁目三番地

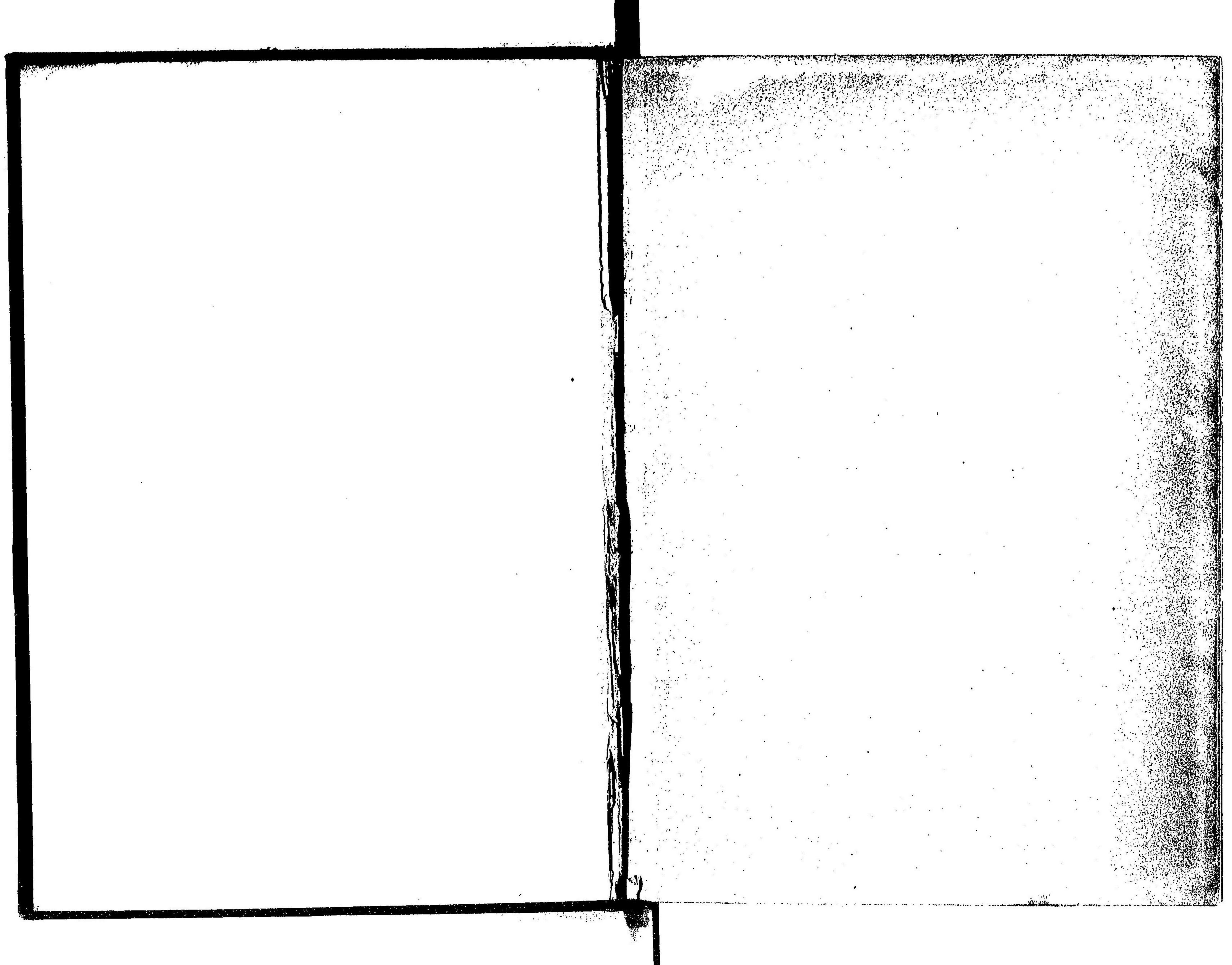
發行所 合資 吉川弘文館

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地



著作權所有





121.24
k
KK

008923-001-5

121.24-kKK

賀茂真淵全集

国学院編輯部／編

M36-39

AAD-0021



